

特定産業廃棄物事案【桑名市源十郎新田事案】  
に関する調査検討報告書

平成24年10月

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

## はじめに

三重県では、過去の産業廃棄物の不法投棄事案及び不適正処理事案のうち、長期間放置され生活環境保全上の支障又はそのおそれが懸念される11事案について、県民の安全と安心を確保する目的で、平成16年度から安全性確認調査を実施しております。また、平成19年7月に『特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会』を条例で設置し、これまでの三重県の対応の課題と責任を明確にするとともに、今後、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の再発防止につなげることにしました。

当委員会では、これまで、平成21年1月に「四日市市大矢知・平津事案」、平成22年9月に「桑名市五反田事案（第2次検証）」、平成24年2月に「四日市市内山事案」の調査検討報告書を取りまとめ、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の再発防止策を提案・提言してきました。

今般、当委員会は、「桑名市源十郎新田事案」について、廃棄物処理法及び指導要綱に照らし、三重県の対応が適切であったかという観点から個別の行政対応について調査検討を進め、検証・評価を行いました。

なお、過去の行政対応を振り返るため対象事案に関する公文書を調査するとともに、課題を明確にするため当時の職員の聴き取り調査及びアンケート調査を実施しました。聴き取り調査及びアンケート調査にご協力いただいた多くの方々には深く感謝申し上げます。

桑名市源十郎新田事案は、昭和48年から昭和51年にPCB廃棄物が不法投棄されたと推定される事案であり、原因者を特定できていません。

しかしながら、桑名市源十郎新田事案の下流部には桑名市の水道水源をはじめとする多数の利水があり、PCBによる汚染拡散のリスクに迅速かつ的確に対応しなければなりません。

今後、排出事業者がトータルで費用を負担する仕組みなど、行政が産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に速やかに対応できる財政的な仕組みづくりが期待されます。

なお、本報告書では様々な再発防止策を提案・提言していますが、これは産業廃棄物特措法に基づく支援を受けるための提案・提言ではありません。三重県の産業廃棄物行政全般への提案・提言と捉え、これを所管する部局や担当する職員が当事者意識を持ち、組織一体として着実に取り組んでいくことが重要であり、それを期待したいと思います。

この報告書が対象事案の生活環境保全上の支障の除去等を通じて、行政と地域住民との信頼感を深め、さらには三重県の産業廃棄物行政の推進に役立てることになれば幸いです。

平成24年10月

三重県「特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会」  
委員長 田中 勝

## 目 次

1	調査検討の目的	1
	(1) これまでの経緯	
	(2) 調査検討委員会の位置づけ	
	(3) 対象事案の位置づけ	
2	調査検討の方法	3
	(1) 調査・検討の考え方	
	(2) 調査対象とした関係機関	
	(3) 調査対象とした期間	
	(4) 調査検討すべき主要な論点	
	(5) 調査の方法（具体的な調査手法）	
3	委員会の概要	7
	(1) 委員会の開催概要	
	(2) 委員会の開催状況	
4	対象事案の経緯と概要	9
	(1) 事案の概要	
	(2) 原因調査（原因者調査）の概要	
	(3) 原因調査（汚染源調査）の概要	
	(4) 不法投棄の態様と投棄時期	
5	個別の行政対応にかかる調査結果	19
	(1) 第1・2期（昭和48年 4月～平成19年 9月）	
	(2) 第3期（平成19年 9月～平成22年10月）	
	(3) 第4期（平成22年10月～平成24年 7月）	

6	県の対応に関する総合的な評価	33
	(1) 油の埋立又は産業廃棄物の不法投棄の認識	
	(2) 原因調査（原因者調査・汚染源調査）の状況	
	(3) 指導監督権限の行使の妥当性	
	(4) 地域住民及び関係機関（他法令所管部局）との連携	
	(5) 県の組織・人員	
	(6) 結論	
7	再発防止策の提案・提言及び不法投棄防止の取組	39
	(1) 委員会からの課題解決に向けた提案・提言	
	(2) 不法投棄防止の取組	

**別紙1** 再発防止策の提案・提言一覧表

**対象事案 経緯表**

- 資料1** 第1・2期の主な経緯
- 資料2** 第3・4期の主な経緯
- 資料3** PCBの有害性認識と規制までの経緯

**巻末添付 参考資料**

- 参考資料1** 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例
- 参考資料2** 三重県知事からの諮問文書  
(平成23年10月11日付け環森第19-168号)
- 参考資料3** 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 委員名簿

## 1 調査検討の目的

### (1) これまでの経緯

三重県（以下「県」という。）は、平成16年度から平成18年度にかけて、過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、長期間大量に放置されており、生活環境保全上の支障等が懸念される11事案について、県民の安全と安心を確保するという趣旨から、総合計画「県民しあわせプラン」の重点プログラムとして、安全性確認調査（「測量調査」、「地質調査」及び「廃棄物・土壌・水質等調査」）を実施している。

そして、安全性確認調査の結果、生活環境保全上の支障又はそのおそれらが認められた事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第19条の5の規定に基づき、原因者に措置命令を発出し、原因者がこれを履行しないときは、「支障の程度」や「生活環境との関係性」を総合的に判断し、行政代執行を実施しているところである。

桑名市源十郎新田事案（以下「対象事案」という。）は、安全性確認調査実施後、平成19年9月28日から10月1日にかけて、三重県桑名市大字五反田字源十郎新田地内の員弁川河川敷及び藤川河川敷から油が滲出し、平成22年10月6日には河川敷の集油管から回収した油からPCBが検出された事案である。

員弁川・藤川の合流部に位置する対象事案は、その下流部には桑名市の水道水源や農業用取水口（員弁川第三頭首工）、内水面漁業協同組合をはじめ、多数の利水があり、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）第17条の規定に基づき専門委員から意見を聴取したところ、これまで講じた緊急対策では、「汚染拡散を恒久的に防止することは難しく、長期間にわたる周辺への汚染リスクを否定」できず、「将来、PCBを含む油が拡散した場合には、生活環境保全上の支障が生じるおそがあると判断される」との指摘がなされたことから、不法投棄された産業廃棄物が埋設されている場所及びこれにより汚染されている周辺の区域について、支障の除去等を講ずるものである。

このため、県は、当該意見を踏まえ、平成24年10月12日に、廃棄物処理法第19条の8第1項後段の規定に基づき、不法投棄されたPCB等を含む産業廃棄物の撤去、汚染区域内のPCB等の除去及び汚染拡散防止措置等を内容とする措置命令に代わる公告を行った。

## (2) 調査検討委員会の位置づけ

県は、これまでに、生活環境保全上の支障又はそのおそれが認められた事案に対して、原因者等に支障の除去等を講じるよう廃棄物処理法第19条の5の規定に基づく措置命令を発出し、その是正に取り組んでいるところである。

なお、これらの事案のうち、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号。以下「産廃特措法」という。）による国の支援を得て、県が行政代執行により支障の除去等を行う場合には、同法及び基本方針に基づき、これまでに県が行った措置等の内容及び今後の再発防止策等を明らかにすることが必要とされている。

このため、県は、これらの状況を踏まえ、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例（平成19年三重県条例第38号）を制定し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する知事の附属機関として、第三者である学識経験者等で構成される『特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会』（以下「委員会」という。）を設置し、対象事案にかかる県の対応に関する課題と責任を明らかにするとともに、今後、県が取り組むべき再発防止についての検討を行うこととした。

## (3) 対象事案の位置づけ

対象事案は、PCB廃棄物の不法投棄事案である。そして、その主要な論点は、情報提供への対応や不法投棄発覚後の対応（事後対応）であり、桑名市五反田事案と共通の論点である。

なお、四日市市大矢知・平津事案、四日市市内山事案は許可品目外の産業廃棄物や許可面積及び容量を超えた産業廃棄物が埋め立てられた不適正処理事案であり、その主要な論点は、規制権限の行使・不行使である。

委員会は、平成21年1月に「四日市市大矢知・平津事案」、平成22年9月に「桑名市五反田事案（第2次検証）」、平成24年2月に「四日市市内山事案」の調査検討報告書を取りまとめ、再発防止策を提案・提言した。

そして、平成24年10月には、「桑名市五反田事案（第3次検証）」、「桑名市源十郎新田事案」及び「四日市市大矢知・平津事案（第2次検証）」の調査検討報告書を取りまとめ、再発防止策を提案・提言するとともに、すでに再発防止策の提案・提言を受けている事案については、その取組状況及び成果を検証・評価し、改善策の提案・提言に繋げることとした。

なお、桑名市五反田事案（第1次検証）は、平成16年11月に設置した「行政責任検証会議」において、平成16年12月に報告書を取りまとめている。

## 調査検討委員会で検討した事案一覧表

事案名	区分	事案の特徴
桑名市五反田事案	不法投棄	建設廃材等の不法投棄 (原因者：許可業者)
桑名市源十郎新田事案	不法投棄	PCBの不法投棄 (原因者：特定できず)
四日市市大矢知・平津事案	不適正処理 (許可施設)	安定型施設 (面積・容量超過)
四日市市内山事案	不適正処理 (許可施設)	安定型施設 (面積・容量超過) (許可品目外埋立)

## 2 調査検討の方法

### (1) 調査・検討の考え方

#### ① 県が行った措置等における課題等の明確化

廃棄物処理法、三重県産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）に照らして、次のような視点から、対象事案に関して県が行った措置等の課題を明らかにするとともに、県が実施した原因調査（原因者調査・汚染源調査）の妥当性を検証することとした。

- 行使すべき権限を行使していたか。
- 権限の行使が内容や時期において適切であったか。
- 地元自治体及び地域住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか。

#### ② 産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討

上記①の結果を踏まえ、今後の産業廃棄物の不適正処分の再発防止について検討した。



## (2) 調査対象とした関係機関

廃棄物処理法、指導要綱及び関係法令（河川法）を所管する県の本庁及び地域機関とした。

## (3) 調査対象とした期間

昭和48年4月1日から平成24年7月31日（平成24年度第3回調査検討委員会）までとし、時期によって調査検討すべき論点も異なることから、次のとおり、4つの期間に区分することとした。

区分	期間	概要
第1期	昭和48年4月1日～昭和51年12月15日	PCBの不法投棄
第2期	昭和51年12月16日～平成19年9月27日	PCBの不法投棄後～油滲出まで
第3期	平成19年9月28日～平成22年10月5日	油滲出後～PCB検出まで
第4期	平成22年10月6日～平成24年7月31日	PCB検出後～平成24年度第3回調査検討委員会

## (4) 調査検討すべき主要な論点

各期の論点のうち対象事案において特に重要であると考えられる論点（各期の主要な論点）を、論点①から論点⑥に区分し、各論点における行政対応を評価し、対象事案の総合的な評価に繋げることとした。

区分	論点番号	主要な論点
第1・2期	論点①	油滲出・PCBに関する苦情・要望について ～不法投棄に関する情報提供への対応について～
第1・2期	論点②	旧施設にかかる対応について
第3期	論点③	油滲出への対応について
第3期	論点④	原因調査（原因者調査）の実施状況について
第4期	論点⑤	油滲出又はPCBへの対応について
第4期	論点⑥	原因調査（原因者調査・汚染源調査）の実施状況について

## (5) 調査の方法（具体的な調査手法）

調査対象とした関係機関が保管している対象事案にかかる公文書及び当時の関係者からの聴き取り調査及びアンケート調査により事実関係を把握した（諮問担当部局も独自に聴き取り調査を実施している。）。

当時の関係者からの聴き取り調査及びアンケート調査については、次のとおりである（主な質問は「質問項目一覧表（桑名市源十郎新田事案）」のとおり）。

### ① 事務局が実施した聴き取り調査

調査目的：油滲出・PCB検出後の対応状況の把握

原因調査（原因者調査・汚染源調査）の実施状況の把握

調査期間：平成24年 4月27日～平成24年 6月 6日

調査対象者：県職員7名

調査方法：事務局職員が聴き取り調査シートに基づき調査対象者から聴き取りを実施

### ② 事務局が実施した補充調査（アンケート調査）

調査目的：ア）土地利用状況の把握

イ）原因調査の実施状況の把握（補充調査）

調査期間：ア）平成24年 4月25日／6月20日／6月21日

イ）平成24年 5月26日／6月 6日

調査対象者：県職員18名（無回答1名）

調査方法：ア）事務局作成のアンケートシートに基づき、桑名保健所等に在籍した県職員にアンケート調査を実施

イ）①を総括し、補充的に調査対象者に文書照会を実施

### ③ 事務局・諮問担当部局合同調査（聴き取り調査）

調査目的：土地利用状況の把握

調査期間：平成24年 7月11日～平成24年 7月27日

調査対象者：元県職員9名

（桑名保健所4名、保健環境部1名・桑名建設事務所4名）  
対象事案に隣接する産業廃棄物処理施設（以下「旧施設」という。）の技術管理者 3名

調査方法：事務局職員及び諮問担当部局職員が、桑名保健所、保健環境部及び桑名建設事務所に在籍した職員並びに旧施設技術管理者に聴き取り調査（訪問調査）を実施

## 質問項目一覧表（桑名市源十郎新田事案）

時 期	質 問 項 目
第 1 ・ 2 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該地域周辺の土地利用状況</li> <li>○当該地域周辺での油滲出の有無</li> <li>○当該地域周辺での油滲出に関する苦情・要望の有無</li> <li>○旧施設の認識及び指導状況</li> </ul>
第 3 ・ 4 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本庁・地域機関の役割分担</li> <li>○油滲出又はPCBへの対応（異常時対応を含む。）</li> <li>○原因調査（原因者調査・汚染源調査）の実施状況</li> <li>○地域住民からの苦情・要望への対応</li> <li>○河川管理者との連携</li> <li>○関係機関（桑名市・東員町・利水関係者）との情報共有</li> <li>○再発防止に関する提案・提言</li> </ul>

### 3 委員会の概要

#### (1) 委員会の開催概要

##### ①平成23年度委員会

対象事案については、第1回委員会において、その概要及び経緯を把握するとともに、調査検討の方法と各期の調査検討のポイントについて議論し、第5回委員会では、対象事案の進捗と原因調査（原因者調査・汚染源調査）の実施状況を把握し、聴き取り調査の実施や論点整理の進め方など平成24年度に開催する委員会に向けて方向性を検討した。なお、平成23年度第1回委員会までに、委員の現地視察を実施した。

##### ②平成24年度委員会

第1回委員会では、第3期・第4期（油滲出後）の主要な論点について論点整理表を検討し、県の対応の課題を明確にするるとともに、今後実施すべき聴き取り調査について議論した。

なお、平成24年4月下旬から6月下旬にかけて、①対象事案周辺地域の土地利用状況を把握するため、桑名保健所等に在籍していた職員にアンケート調査を実施するとともに、②油滲出・PCB検出後の対応状況と原因調査（原因者調査・汚染源調査）の実施状況を把握するため、担当職員に聴き取り調査及び補充調査を実施し、より詳細な事実確認を行った。

第2回委員会では、平成24年4月下旬から6月下旬に実施した聴き取り調査及びアンケート調査の概要を報告し、対象事案の課題を明確にするるとともに、第1期・第2期（PCB不法投棄～油滲出）の主要な論点について論点整理表に基づき検討し、再発防止策の提言に向けた議論を行った。

なお、第1回委員会・第2回委員会では、公文書に基づき整理した各期（第1期～第4期）の詳細な経緯表もあわせて確認し、議論を深めることとした。

また、平成24年7月には、昭和50年前後に桑名保健所及び桑名建設事務所に在籍していた職員や旧施設の技術管理者にも聴き取り調査を実施し、対象事案の土地利用状況を把握した。

第3回委員会・第4回委員会では、これまでの議論を踏まえ、調査検討報告書（素案）・調査検討報告書（案）の検討を行い、第5回委員会において、「調査検討報告書」のとりまとめを行った。

なお、委員会は透明性を確保するため、聴き取り調査の概要の報告及び聴き取り調査・アンケート調査から抽出した課題の整理及び検討を除き、すべて公開で開催した。

## (2) 委員会の開催状況

回	開催日時	場所	概要	備考
23 -1	平成 23 年 10 月 11 日 15:30~18:00	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 12F 小会議室 (1207)	○対象事案の諮問 ○対象事案の調査検討 ①事案の概要・経緯について ②調査検討の方法について ③各期の調査検討のポイントについて	公開
23 -5	平成 24 年 2 月 14 日 13:45~16:30	ウィルあいち (愛知県女性総合 センター) 2F セミナールーム 6	○対象事案の調査検討 ①事案の進捗について ②原因者調査及び汚染源調査の実施状況について ③各期(第 1 期~第 4 期)の論点整理の進め方について	公開
24 -1	平成 24 年 5 月 14 日 9:30~11:40	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 12F 小会議室 (1208)	○対象事案の調査検討 (1) 第 3 期(油滲出後~P C B 検出まで)の主要な論点 ①油滲出への対応について ②原因調査(原因者調査・汚染源調査)の実施状況について (2) 第 4 期(P C B 検出後~)の主要な論点 ①油滲出又は P C B への対応について ②原因調査(原因者調査・汚染源調査)の実施状況について	公開
24 -2	平成 24 年 6 月 25 日 10:00~14:00	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 11F 小会議室 (1110)	○対象事案の調査検討 ①聴き取り調査の概要について【報告】 ②聴き取り調査・アンケート調査から抽出した課題の整理 及び検討について	非公開
			③第 1・2 期(P C B の不法投棄~油滲出)の主要な論点 について	公開
24 -3	平成 24 年 7 月 31 日 9:30~11:50	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 12F 小会議室 (1209)	○答申(素案)の検討 ①県が講じた措置における課題の整理とりまとめ ②調査結果報告書(素案)の検討	公開
24 -4	平成 24 年 8 月 21 日 9:30~11:50	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 11F 小会議室 (1109)	○答申(案)の検討 ①県が講じた措置における課題の整理とりまとめ ②再発防止策のとりまとめ ③調査結果報告書(案)の検討	公開
24 -5	平成 24 年 9 月 28 日 14:15~17:50	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 13 階小会議室 (1307)	○答申(案)の検討 ①再発防止策のとりまとめ ②調査検討報告書(案)の検討	公開

## 4 対象事案の経緯と概要

### (1) 事案の概要

対象事案の周辺地域は、昭和30年代から昭和40年代にかけて大規模な砂利採取が行われており、対象事案では、昭和40年代中頃に砂利採取後の跡地に油が埋め立てられ、その後、昭和48年から昭和51年にかけてPCB廃棄物が投棄されたと推定される事案である。

対象事案では、平成19年9月28日から10月1日にかけて、三重県桑名市大字五反田字源十郎新田地内の員弁川河川敷及び藤川河川敷から油が滲出したため、当初、水質事故への対応として、桑名市、東員町及び河川管理者が油滲出防止対策（吸着マット及びオイルフェンスによる対応）を実施した。また、県は、昭和48年11月から平成5年11月にかけて、隣接して産業廃棄物処理施設を設置していた石油精製事業者（以下「旧施設設置者」という。）に応急対策の実施を依頼し、それを受けて、旧施設設置者は、吸着マット及びオイルフェンスを設置するとともに、平成22年3月まで吸着マット及びオイルフェンスの新設、交換及び油回収を実施した。

旧施設設置者は、平成19年10月に土のう（仮設堤防）を設置したが、平成20年に降雨による増水で土のう（仮設堤防）が水没したことから、2度に渡り補強工事を実施した。さらに、旧施設設置者は、平成19年11月から平成20年3月にかけて実施したボーリング調査を踏まえ、平成20年12月に鋼矢板を設置した。

なお、旧施設設置者は油滲出と旧施設における埋立処分との関連が認められないとして、平成22年3月末日で油回収を終了したことから、平成22年4月からは、県において、吸着マット及びオイルフェンスの新設、交換及び油回収を実施しており、平成22年8月、回収した油を処分するため成分分析を実施したところ、平成22年10月6日にPCBが検出された。

そのため、県は、緊急対策工事を実施するまで、対象事案のパトロールを毎日実施し、油膜や油滲出防止対策の状況を確認したうえで、異常が認められれば、オイルフェンスの新設や吸着マットの交換を行って、員弁川・藤川に油膜が流出しないような措置を講じている。

県は、平成22年12月に土壌及び油汚染状況等を確定し、平成23年3月から6月にかけて鋼矢板と大型土のうを、平成23年8月には護岸保護のためじゃかごを設置し、平成23年12月から平成24年4月にかけて藤川の瀬替えを行っている。

また、生活環境保全上の支障又はそのおそれを調査するため、平成22年12月から平成23年2月にかけて観測井戸を設置し、既存井戸（旧施設設置者の設置井戸）も活用しながら、定期的に水質検査（地下水・河川水）を実施している。

そして、効果的な恒久対策を検討するため、平成23年8月から平成24年3月にかけて地下水位の連続測定を実施するとともに、土壌又は油汚染状況の補足調査を平成23年9月に実施し、11月に旧施設北側ボーリング調査及び不透水層確認ボーリング調査を実施している。



図1-1 位置図

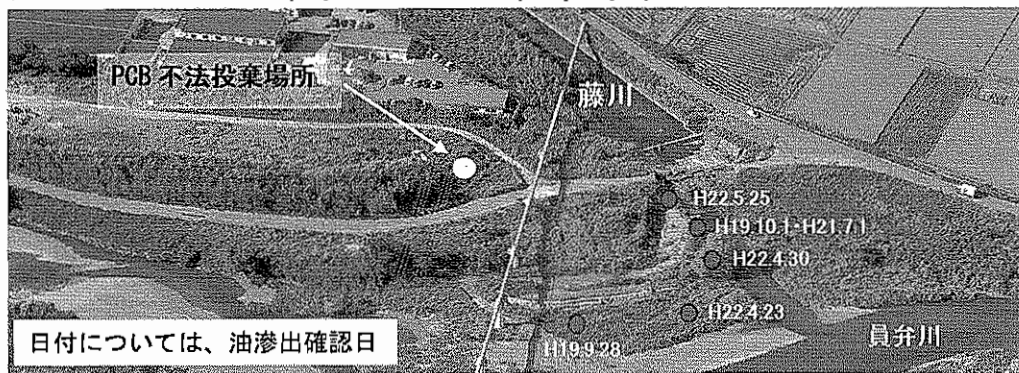


図1-2 油滲出箇所

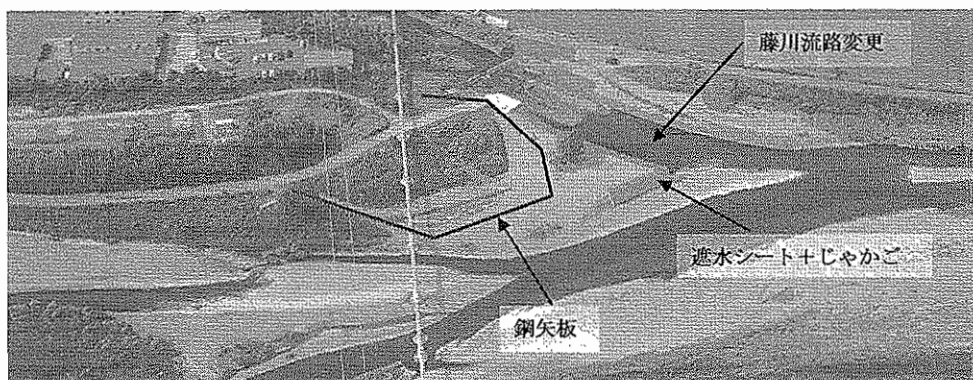


図1-3 緊急対策概要

## (2) 原因調査（原因者調査）の概要

### ①第3期

対象事案は、旧施設に隣接していることから、県は、平成19年10月、旧施設設置者に、廃棄物処理法第18条第1項の規定に基づき報告徴収を実施するとともに、過去の土地利用状況や管理状況を把握するため、平成22年1月に地権者に、平成22年3月に旧施設管理者及び土地利用者に聴き取り調査を実施している。

旧施設設置者からは、平成19年10月、11月、平成20年2月及び平成21年11月に報告がなされるとともに、平成20年7月及び平成21年10月には旧施設に関する資料が提出された。

なお、県は、これらの報告又は資料提出を受け、適宜、旧施設設置者に聴き取り調査を実施している。

### ②第4期

#### ア) 旧施設設置者

県は、旧施設の利用状況及び管理状況を把握するため、平成22年10月に、旧施設設置者に河川法許可の資料提出を求めるとともに、平成23年1月には、これまでの報告書に基づき聴き取り調査を実施した。また、平成23年4月及び7月には、旧施設設置者に文書照会や報告徴収を実施し、旧施設の利用状況又は管理状況の詳細を把握するとともに、旧施設設置者のPCBの使用、保管又は管理状況を調査した。なお、旧施設設置者からは、平成22年11月、平成23年5月及び8月に、それぞれ、資料提出、回答又は報告があった。

#### イ) 旧施設管理者・旧施設現場責任者

県は、平成23年9月から12月にかけて、旧施設管理者及び旧施設現場責任者に、旧施設の管理状況（廃棄物の搬入方法を含む。）及び旧施設跡地の状況について、聴き取り調査又は報告徴収を実施した。

#### ウ) 旧施設北側隣接地所有者・土地利用者

県は、当時の土地利用状況を把握するため、平成22年12月、平成23年4月、7月、11月及び平成24年6月に旧施設北側隣接地所有者又は土地利用者に聴き取り調査を行った。

#### エ) 自治会・地域住民・漁協関係者・関係行政機関職員

県は、平成22年9月から平成24年7月にかけて、当時の土地利用状況を把握するため、自治会、地域住民及び漁業関係者への聴き取り調査を実施するとともに、桑名保健所又は桑名建設事務所に在籍していた職員にも聴き取り調査を実施した。

しかしながら、原因者を特定するだけの情報は得られなかった。



### (3) 原因調査（汚染源調査）の概要

#### ①汚染状況調査

地下水面上の油相厚さの状況並びに油中の揮発性有機化合物（VOC）及びPCB濃度分布を調査した結果、油相の厚い箇所及びVOC高濃度箇所は旧施設内の東側部分であり（図2-1、2-2）、PCB高濃度箇所は旧施設内の東側境界付近であった（図2-3）。

このことから、PCBの汚染源は、油・VOCの汚染源とは別であることが示唆された。

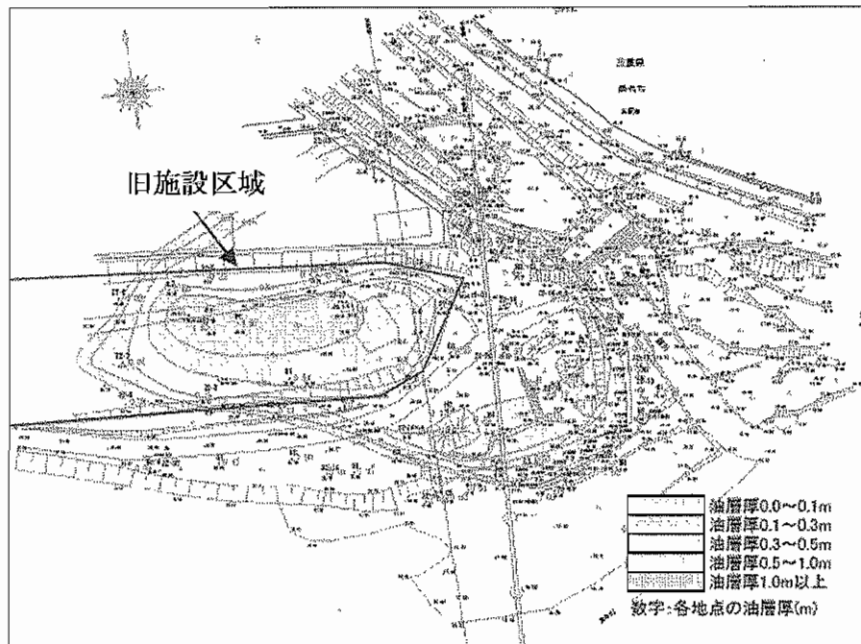


図2-1 油相厚さの状況

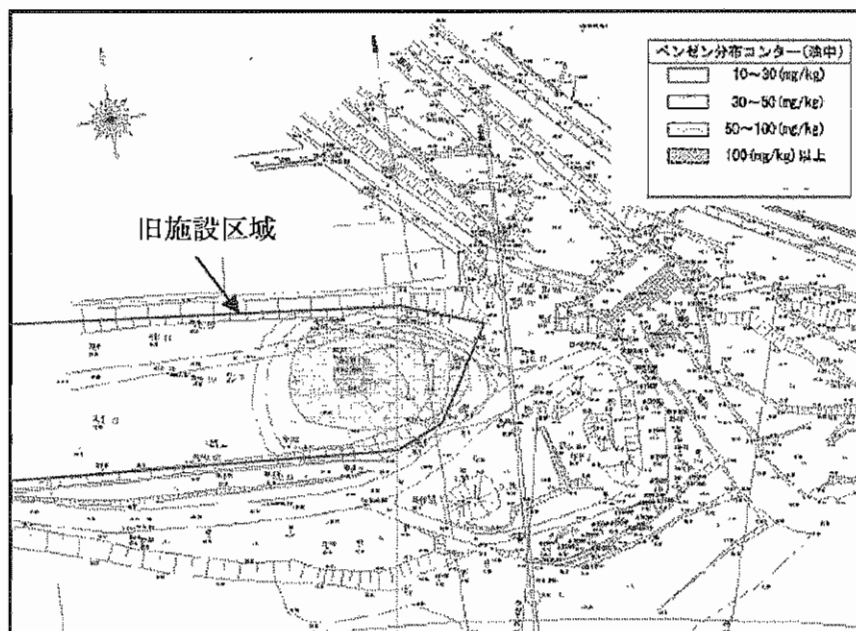


図2-2 廃油中のVOC（一例としてベンゼン）濃度分布

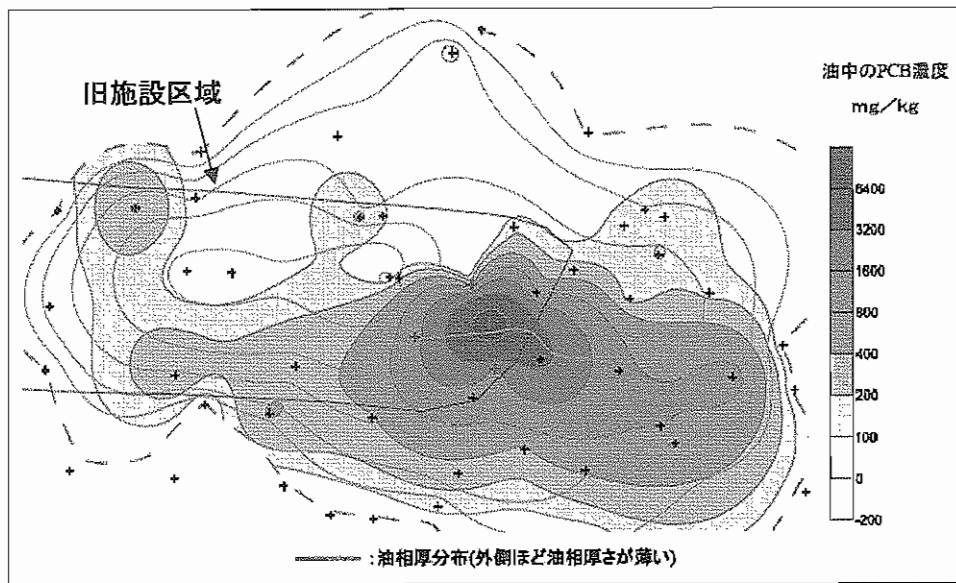


図 2 - 3 廃油中の PCB 濃度分布

## ②掘削調査

地表面において汚染源が確認されず、平成 23 年 4 月から 5 月にかけて実施した高密度電気探査においても汚染源の特定ができなかったことから、平成 23 年 10 月に PCB 高濃度箇所を掘削調査したところ、旧施設東側境界付近のフェンス内側の地中 (GL-2m 付近) でコンデンサ素子を複数確認した (図 3)。

なお、コンデンサ素子に付着した土及び素子が発見された上下の地層の PCB 含有量を分析したところ、コンデンサ素子の付着土及び下層の土壌から PCB を検出し、上層の地層からは PCB を検出しなかった。

このことから、当該コンデンサ素子は PCB 汚染源の一つと考えられた。

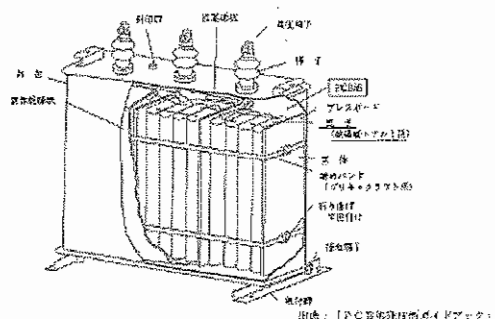


図 3 確認されたコンデンサ素子

### 原因調査（原因者調査・汚染源調査）の概要

区分	調査対象者		調査方法
関係者等調査	旧施設関係者	地権者(2名) 旧施設設置者(1社) 旧施設管理者(1社) 旧施設従事者(1名) 旧施設技術管理者(3名)	聴取調査 文書照会 報告徴収
	土地利用者	旧施設設置前利用者(1名) 旧施設設置後利用者(1社)	聴取調査
	旧施設北側隣接地所有者・利用者	現所有者(1社) 従前利用者(1社・2名)	聴取調査
	自治会・地域住民 漁業関係者	桑名市・東員町の自治会役員(20名) 地域住民(26名) 漁業関係者(1名)	聴取調査
	関係行政機関職員	交番・駐在所勤務の警察官(17名) 消防関係者(2名) 現・元県職員 (環境関係)(10名) (河川管理関係)(6名) 現・元市町職員(6名)	聴取調査
	油・PCB取扱関係者	石油精製事業者(2社) PCB取扱事業者(4社)	聴取調査
	その他 (情報に基づく調査)	PCB取扱事業者(1社) 情報提供があった事業者(2社)	聴取調査 報告徴収
文書調査	各種申請・届出書類 県保有公文書(業務報告書・苦情・問題発生記録) 関係者保有文書(土地利用契約書等) 航空写真		等
現地調査	ボーリング調査 電気探査調査 地表面原因物確認調査 掘削調査		等
理化学調査	成分分析 炭素構成比分析 PCB異性体パターン分析		等

#### (4) 不法投棄の態様と投棄時期

##### ① 廃油・VOC

###### ア) 廃油・VOCの埋設状況

旧施設内東側部分において最も油相が厚くなっており、廃油中のVOC濃度についても、最も高濃度となっていることから、廃油・VOC投棄場所は旧施設内東側部分と推定される。

###### イ) 廃油・VOCの投棄時期

廃油の投棄箇所については、旧施設として使用を開始した昭和48年11月には既に土地の埋立造成がなされていたと旧施設設置者からの報告がある他、昭和46年4月25日の航空写真(図4)からもその事実を確認することができる。

また、旧施設使用開始当初の昭和49年2月1日の航空写真(図5)からは、旧施設内東側部分中央部に小屋の設置が確認され、関係者からの聴き取りにおいても、小屋は平成2、3年頃まで存在していたとの証言を得ていることから、旧施設使用開始後に、当該箇所に改めて廃油等が投棄された可能性は低いものと推察される。

平成5年の旧施設廃止(整地)後については、航空写真からは目立った土地改変は確認できず、地権者、土地利用者及び地域住民等の関係者からの証言も全くないことから、この時期の投棄の可能性は低い。

以上のことから、廃油については、砂利採取の終了時(昭和42年)から航空写真で当該箇所の造成終了が確認された昭和46年4月25日までに投棄された可能性が高く、廃棄物処理法施行前の投棄である可能性を否定することはできない。

また、VOCの投棄場所は、廃油と同様に旧施設内東側部分と推定されるものの、廃油とVOCの因果関係は不明なため、廃棄物処理法の施行後の投棄である可能性も含めVOCの投棄時期を特定できない。

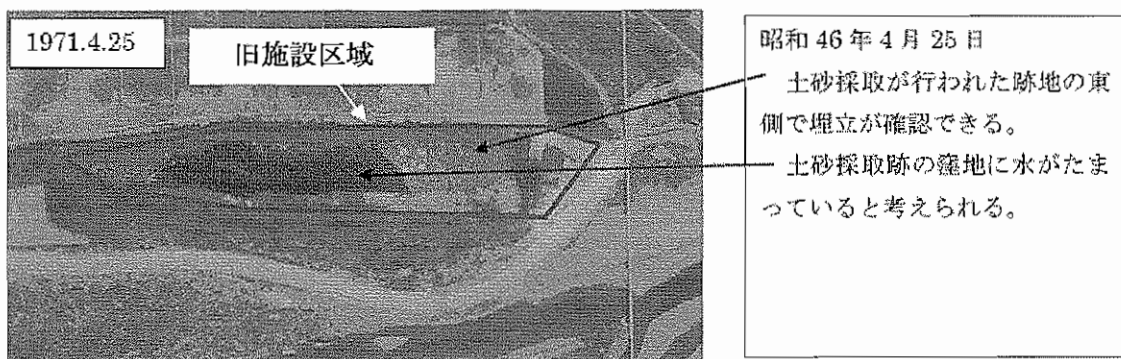


図4 航空写真(昭和46年)

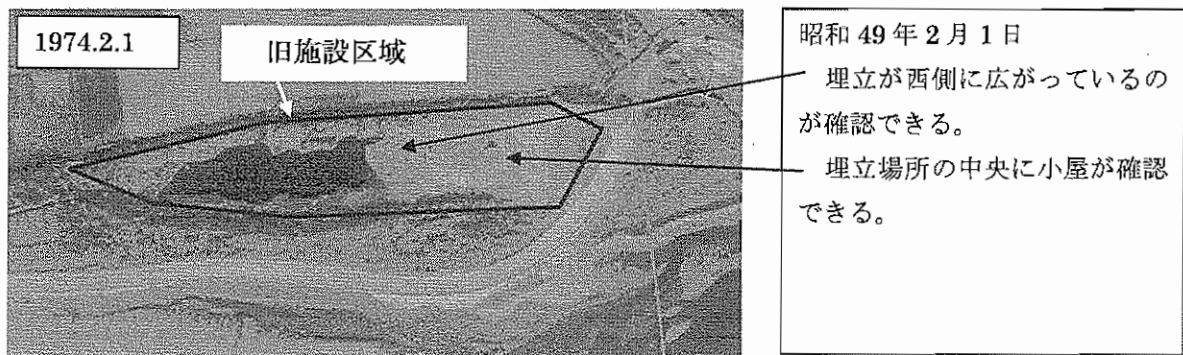


図5 航空写真(昭和49年)

## ②PCB

### ア) PCBの埋設状況

旧施設内東側境界付近において、PCB汚染源の一つと考えられるコンデンサ素子が確認されたことから、当該箇所に投棄されたPCB汚染物から溶け出したPCBが、既に埋設されていた廃油中に拡散したことにより、廃油中にPCBが広く検出される状況となっている。

### イ) PCBの投棄時期

コンデンサ素子が確認された箇所の地表からはPCBは検出されておらず、埋設されていたコンデンサ素子上部の地層は乱れた様子がないことから、現状地盤を掘削して投棄したものではなく、投棄後盛土されたものと考えられた。

当該箇所は航空写真及び関係図面等から昭和50年以降に盛土され、平成5年の旧施設閉鎖時に50cmの覆土・整地がなされ現在に至っているが、それまでは窪地となっていたことが確認されている。地域住民からは、当該地は家庭ごみ等の不法投棄が多かったとの証言が得られており、旧施設においても昭和51年に不法投棄防止を目的として道路側境界全体に不法投棄防止フェンス(H=1.8m)を設置している。

このことから、少なくとも昭和51年12月の不法投棄防止フェンス設置以降は当該場所への外部(道路側)からの廃棄物投棄は困難になっており、昭和51年までに外部からPCBを含む廃棄物の投棄が行われたと推定される。

当該時期のPCBを取り巻く状況は次のとおりである。

### 【PCB有害性の認識】

PCBの有害性については、昭和43年のカネミ油症事件をきっかけとして初めて国内に広く報じられた。その後、昭和45年頃から各

研究機関により、水環境、水産資源及び母乳等の汚染状況調査が実施され、国内の汚染状況が明らかになったことにより、身近な問題として社会的な関心も徐々に高まっていった。当時の「PCB環境汚染関連記事数の月別集計」によると、昭和47年3月の母乳汚染調査結果公表及び昭和48年6月の魚介類汚染調査結果公表時に40件以上/月掲載され、他の時期と比べ著しく掲載数が多くなっており、当該時期に特にPCBへの関心が高くなっている状況が窺える。

#### 【PCBに関する規制】

PCBの有害性及び国内のPCB汚染状況が明らかになってきたことから、昭和47年3月に通産省重工業局長通知「PCBを使用する機器の生産自粛について」及び通産省公益事業局長通知「PCB使用電気機器の使用自粛について」によりPCB使用電気機器の生産及び使用自粛の通知がなされ、同年には国内におけるPCBの生産が中止された。また、昭和48年10月には化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）が公布され、PCBの製造・使用・輸入が事実上禁止された。

PCB廃棄物関係では、昭和48年8月に、厚生省環境衛生局環境整備課長通知「PCB使用部品を含む廃家電製品の処理について」によりPCB使用部品の除去及び保管の指示がなされて以降、廃棄物処理法の改正もあり、PCBの廃棄に際して、通常の廃油の廃棄とは異なる特別な管理が求められる状況となっていた。

#### 【PCBの廃棄時の取り扱い】

現地掘削調査において、PCBコンデンサ素子が発見されたことから、コンデンサ等に使用されていた電気絶縁油（PCB又は鉱油）の廃棄時の取り扱いを調査した結果、PCBについて特別な管理が求められる以前（昭和48年8月以前）は、PCBと鉱油を区別するルール化はされておらず、廃油回収業者等により回収され、焼却処理、再生処理が行われていた可能性が高かった（このことが、今日問題となっている微量PCB汚染絶縁油の発生原因の一つと考えられる。）。

また、絶縁油自体は汚れていないので、切削油として市価の三分の一程度で売却していた例も報告されている。このように当該時期は、通常の廃油と同様に、PCBの廃棄に際して、処理先の確保について特段の困難性は見受けられなかった。

一方、特別な管理が求められて以降（昭和48年8月以降）、廃油再

生を行う場合のPCB混在確認を指示する通産省資源エネルギー庁石油部精製課長通知「PCBによる汚染防止について」が昭和50年10月に発出される等、PCBが通常の廃油として回収されることはなくなり、廃PCBの処理先が事実上なくなっている。

県が実施したコンデンサ製造メーカー聴き取り調査においても、PCB製造メーカーによるPCB回収は、熱媒体用を除き、昭和47年から昭和48年の通産省及び厚生省から発出された各種通知を契機に行われなくなり、それ以降、コンデンサ使用事業所はコンデンサ廃棄に際して、その保管を余儀なくされていたとのことであった。

#### 【PCBコンデンサの使用状況】

PCBコンデンサの製造開始は昭和29年であり、コンデンサの一般的な寿命が20年以上であることから、通常の使用であれば、昭和49年以前のコンデンサ廃棄はそれほど想定されないが、高度経済成長期が終わった昭和48年の第一次オイルショック以降には、事業所の廃止に伴うコンデンサ廃棄が増加したと考えられる。

これらの社会的な状況から総合的に判断すると、PCBの廃棄の必要が生じ、かつPCBの処理が困難となった昭和48年8月以降に投棄された可能性が最も高いと考えられる。

以上のことから、PCBを含む廃棄物の投棄については、PCBの規制強化の状況、旧施設の管理状況及び航空写真等から、昭和48年から昭和51年までの間に行われたものと推定される。

## 5 個別の行政対応にかかる調査結果

対象事案に関して重要と思われる県の対応について、4つの期間に区分し、廃棄物処理法、指導要綱に照らし、次のような視点から、時系列的に個別の行政対応が適切であったか否かについて調査検討を行った。

### 【調査検討の視点】

- ・行使すべき権限を行使していたか。
- ・権限の行使が内容や時期において適切であったか。
- ・地元自治体及び地域住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか。

### 【調査検討結果の記載】

- ・県の対応については、次のように記載し、県の対応への評価は、別紙「個別の行政対応に関する評価の考え方」に基づき表現することとした。

< 記載の方法 >  
 (■) 第■期 (●●年●月～●●年●月)  
 論点○ . . . . .  
 < 概要・経緯 > . . . . .  
 < 県の対応への評価 > . . . . .

### 【各期の主要な論点】

区 分	論点番号	主要な論点
第1・2期	論点①	油滲出・PCBに関する苦情・要望について ～不法投棄に関する情報提供への対応について～
第1・2期	論点②	旧施設にかかる対応について
第3期	論点③	油滲出への対応について
第3期	論点④	原因調査（原因者調査）の実施状況について
第4期	論点⑤	油滲出又はPCBへの対応について
第4期	論点⑥	原因調査（原因者調査・汚染源調査）の実施状況について



別紙「個別の行政対応に関する評価の考え方」

用語	趣旨	備考
違法 (XXXXX)	<p>【許可】 廃棄物処理法及び行政手続法の具体的な規定に違反している場合</p> <p>【規制権限の不行使】 廃棄物処理法の趣旨に照らして、規制権限の不行使が違法と評価される場合（判例で確立した概念）</p>	
失当 (XX)	違法とまでは認められないが廃棄物処理法の趣旨に照らして、規制権限の行使・不行使が著しく妥当性を欠いている場合	
不適切 (X)	著しく妥当性を欠いているとまでは認められないが、廃棄物処理法の趣旨に照らし、規制権限の行使・不行使が妥当性を欠いている場合	
不十分 (▲)	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が妥当でないとはいいないが、十分ではない場合	法の趣旨から対応すべきであるとまではいいないが、廃棄物行政を所管する部局として対応することが要請されている場合
やむを得ない (△)	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が十分であるとはいえないが、対象事案の事情を総合的に勘案すると、やむを得ないといえる場合	
妥当	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が適切になされている場合	
適正	廃棄物処理法及び関係法令の具体的な規定に適合する許認可及び規制権限の行使が適切になされている場合	

(注) 廃棄物処理法にとどまらず、関係法令についても、この視点で評価する。

要綱に基づく対応については、要綱が事業者の任意の協力のもとで実施するものであることを考慮して、評価することとする。

## (1) 第1・2期(昭和48年4月～平成19年9月)

論点① 油滲出・PCBに関する苦情・要望について～不法投棄に関する情報提供への対応について～

【昭和48年度～平成19年度】

### <概要・経緯>

#### 【公文書から把握した事実】

県は、平成6年9月、産業廃棄物中間処理施設の設置を計画中の事業者から、旧施設から降雨時に黒い水が流出しているとの情報を受け、平成6年10月に現場を確認したところ、旧施設には不法投棄防止フェンスが設置されており旧施設内部に立ち入ることはできなかったが、旧施設からの浸出水が流入する水路においては、黒い水は確認できなかった。

また、県は、平成13年12月、地域住民から、当該土地に相当量のドラム缶が埋め立てられているとの情報を受け、現場を確認したところ、旧施設に不法投棄防止フェンスが設置されており旧施設内部に立ち入ることはできず、その状況を確認することはできなかった。

なお、当該地域は不法投棄が多く、平成11年8月には粗大ゴミによる火災が発生している(消防が消火にあたり、河川管理者により廃棄物の撤去がなされた)。

廃棄物監視・指導課保管の公文書(①ダイヤル110番・ファックス110番(H9～H19)、②監視日報・業務報告(H3～H19))及び桑名農政環境事務所環境室保管の公文書(①水質事故(H12～H19)、②業務報告・苦情対応(H9～H19))からは、平成6年及び平成13年以外の苦情・要望を確認することはできなかった。

#### 【聴き取り調査・アンケート調査で把握した事実】

昭和46年度から平成18年度に在籍した職員に聴き取り調査・アンケート調査を実施したところ、公文書で把握しているほかに、地域住民からの苦情・要望はなかったとのことである。

### <県の対応への評価>

県は、平成6年9月、平成13年12月に情報提供を受けながら、関係者への聴き取りや詳細な調査を実施していない。

確かに、廃棄物処理法第19条第1項は、都道府県知事に『事業者の産業廃棄物の処分の場所』への立入検査権限を認めているが、旧施設のように閉鎖後の施設に立入検査権限が認められるかどうかは明らかではない。また、廃棄物処理法第19条第1項の条文から『不法投棄場所』への立入検査権限も認めら

れているとまで解釈することは困難であり、この点については、廃棄物処理法のコンメンタール（逐条解説）にも記載はなく、平成13年5月に行政処分の指針が策定されるまで国からの指針は示されていなかった。

よって、平成6年9月に、担当職員が廃棄物処理法に規定する立入検査権限を行使することは困難であるが（廃棄物処理法に規定する立入検査の範囲であると解することは困難である。）、任意で関係者への聴き取りや必要な調査を実施し、生活環境保全上の支障又はそのおそれの未然防止に繋げるべきであったといえ、県の対応は、「不十分（▲）」である。

環境省は、平成13年5月15日付け「行政処分の指針について（通知）」（環廃産第260号大臣官房・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知。以下「平成13年指針」という。）において、不法投棄場所にも立入検査権限が認められるとの見解を、平成17年8月12日付け『行政処分の指針（通知）』（環廃産発第050812003号大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知。以下「平成17年指針」という。）では、『不法投棄の疑いが相当程度確実に予想される場合において、生活環境の保全を確保するため立入検査を実施する必要性が認められる場合には』、廃棄物処理法第19条第1項に規定する立入検査権限を行使して差し支えないとの見解をとりまとめ、各都道府県知事に通知している。

なお、平成17年指針は、平成13年指針を明確にしたものであり、それまでも、都道府県知事は平成17年指針のように解釈していた。

よって、平成13年12月には、平成13年指針に基づき廃棄物処理法に規定する立入検査権限を行使できたはずであるが、不法投棄や不適正処理に関する情報提供については、まずは、任意での聴き取りや必要な調査を実施し、不法投棄や不適正処理の事実が確実に任意での立入が実施できないときに廃棄物処理法に規定する立入検査権限を行使するのが一般的であった。

そして、平成13年12月の『当該土地にドラム缶が相当量埋め立てられている』との情報提供は、投棄物及び投棄場所は具体的であるものの、投棄時期やその態様は明らかではなく、不法投棄が確実に（直ちに廃棄物処理法第19条第1項に規定する立入検査の権限を行使すべきである）とまでは認められない。

しかしながら、不法投棄や不適正処理の情報提供を契機（きっかけ）として、立入検査権限を念頭において、まずは任意で関係者への聴き取りや必要な調査を実施し、その結果、不法投棄の疑いが相当程度確実に予想される場合には、廃棄物処理法に規定する立入検査や報告徴収などの権限を行使し、生活環境保全上の支障又はそのおそれを未然に防止すべきであった。

県は、廃棄物処理法の権限行使の必要性を判断するためにも、まず、任意で

聴き取りや必要な調査を実施すべきであったといえ、県の対応は、「不適切(×)」である。

**論点② 旧施設にかかる対応について 【昭和48年度～平成19年度】**

**<概要・経緯>**

**【公文書から把握した事実】**

旧施設設置者は、昭和48年9月に産業廃棄物焼却灰埋立計画書を提出し、昭和48年11月から平成5年3月まで、燃え殻、汚泥及びダスト類を埋め立て、平成5年12月に施設を閉鎖した。

旧施設は、昭和48年11月から使用していた施設であり、事業計画書（埋立計画書）、使用報告書、技術管理者変更報告書、地位承継届、埋立終了届及び閉鎖完了報告書を提出する必要はなく、県からの行政指導を受け提出したものと史料される。

なお、旧施設設置者は、昭和51年12月に不法投棄防止フェンスを設置している（河川法の許可を受けた事実が認められる。）。

**◎ 産業廃棄物処理施設に関する規制状況**

	S46.9.24～	S52.3.15～	H4.7.4～	H10.6.17～
遮断型（規模要件なし）	<届出不要>	<届出>	<許可>	<許可>
管理型（1,000㎡以上） 安定型（3,000㎡以上）	処理基準	共同命令	共同命令	・埋立終了 ・廃止確認
管理型（1,000㎡未満） 安定型（3,000㎡未満）		処理基準	処理基準	共同命令 処理基準
※当該最終処分場にかかる規制は				
処理基準のみ（一部共同命令）				

**【聴き取り調査・アンケート調査で把握した事実】**

昭和49年度から昭和53年度まで在籍した職員に聴き取り調査を実施したところ、旧施設の立入検査においても特筆すべき点は認められなかったとのことであった（昭和46年度から昭和51年度に在籍した職員（本庁職員）は、旧施設や当該地域周辺の状況を把握していなかった。）。

また、昭和53年度から平成18年度に在籍した職員にアンケート調査を实

施したところ、平成元年度から平成11年度に在籍していた職員に旧施設の認識があるのみで、施設に立入検査をした職員はいなかった（昭和62年度ごろから頻繁に不法投棄がなされていたようである。）。

なお、昭和62年度に本庁内に監視・指導業務に携わる専従職員が配置されるまで（昭和62年度 2名）、定期的な監視・指導は実施していなかった（苦情・要望の都度対応する程度であった。）。

## <県の対応への評価>

### 【旧施設の状況把握】

旧施設は昭和48年に設置された届出又は許可の必要のない施設であるが、県は、廃棄物の適正処理を確保するため、行政指導により、昭和48年9月に事業計画書（埋立計画書）を、昭和53年5月に使用報告書を、平成5年3月に埋立終了届を、平成5年12月に閉鎖完了報告書を提出させて旧施設の概要を把握しており、県の対応は「妥当」である。

### 【旧施設への立入】

旧施設には、廃棄物処理法第12条第2項に規定する『産業廃棄物の収集、運搬及び処分の基準』である廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条第1号で準用する同法施行令第3条第4号イの規定により、埋立処分の場所の周囲に囲いを設置することとされており、事実、昭和48年9月に提出した事業計画書（埋立計画書）でも不法投棄防止フェンスを設置することになっている。

県は、対象事案において頻繁に不法投棄が認められることから、旧施設設置者からの事業計画書（埋立計画書）の提出を受け、『産業廃棄物の収集、運搬及び処分の基準』の遵守状況を把握するため、必要に応じて廃棄物処理法に規定する立入検査などの権限を行使し、当該基準のひとつである不法投棄防止フェンスの設置を確認するなど重点的な取組が必要であった（廃棄物処理法は県に「事業者の産業廃棄物の処分の場所」への立入検査権限を認めている。）。

対象事案のように頻繁に不法投棄が認められる地域では、県が廃棄物処理法による権限を行使し、旧施設に不法投棄防止フェンスを設置させていれば、PCBの不法投棄を完全に防止することは困難であるとしても、対象事案における不法投棄のリスクを低減させることができたはずであり（事実、昭和51年12月まで本格的な不法投棄防止フェンスは設置されていなかった。）、旧施設がPCBの不法投棄の直接の原因でないが、県の対応は、「不十分（▲）」である。

## (2) 第3期(平成19年9月～平成22年10月)

### 論点③ 油滲出への対応について

【平成19年度～平成22年度】

#### <概要・経緯>

平成19年9月に員弁川河川敷から、平成19年10月には藤川河川敷から油滲出が認められたため、桑名市、東員町、河川管理者及び旧施設設置者が油滲出防止対策を実施し、平成19年10月には、旧施設設置者が土のう(仮設堤防)を設置した。

なお、員弁川河川敷は滲出部の両端部を堰き止めており員弁川本川への流出はなく、藤川でも本川では油膜は認められなかった。

その後、県は、油滲出のおそれのある場合(降雨による増水)や旧施設設置者から連絡があった場合などにパトロールを実施していた。

旧施設設置者は、平成20年3月及び5月に土のうが水没し、油が流出したため、土のうの補強工事を行った。

しかしながら、平成21年7月、平成22年4月には員弁川河川敷から油滲出が認められ、旧施設管理者又は県がオイルフェンスで対応している。

また、平成22年4月に藤川私設橋(鉄板橋)の右岸堰堤が崩れたため、河川管理者は、すぐに法面コンクリートの復旧作業を実施しているが、5月には薄い油膜が流出し、オイルフェンスで対応した。

なお、旧施設設置者は油滲出と旧施設における埋立処分との関連が認められないとして、平成22年3月末日で油回収を終了し、その後は、県において油回収を実施してきたところ、平成22年9月3日、簡易試験によりPCBが検出された。そのため、公定法による測定を実施したところ、平成22年10月6日、PCBが検出されたため、同日、記者会見を行い報道発表した。

PCB検出にかかる報道発表(平成22年10月6日)までの監視回数は、合計110回(平成19年度9回、平成20年度24回、平成21年度34回、平成22年度43回)である。

#### <県の対応への評価>

県は、水質事故(油滲出)の通報受理後、すぐに現地に赴いており、現地での桑名市、東員町、河川管理者及び旧施設設置者による油滲出防止対策を確認し、降雨による増水や旧施設設置者から連絡を受けたときには、適宜、パトロールを行い、必要に応じ、旧施設設置者に油滲出防止対策を実施するよう要請している。

そして、平成22年4月からは、県が油滲出防止対策（油回収を含む。）を実施しており、県の対応は、「妥当」である。

なお、平成22年4月に藤川私設橋（鉄板橋）の右岸堰堤が崩れたため、河川管理者は、すぐに法面コンクリートの復旧作業を実施しているが、5月には薄い油膜が流出しており、河川管理者の対応は、油滲出防止の観点からは必ずしも十分ではなかった。

県（環境部局）は、河川管理者に油滲出防止の観点から藤川私設橋右岸堰堤部の復旧方法を助言すべきであったが、当時は、対象事案の汚染範囲を正確に把握できておらず、藤川私設橋右岸堰堤部からの油滲出を想定することは困難であり、県の対応は、「やむを得ない（△）」といえる。

#### 論点④ 原因調査（原因者調査）の実施状況について

【平成19年度～平成22年度】

##### <概要・経緯>

油滲出後の平成19年10月、旧施設設置者に、廃棄物処理法第18条第1項の規定に基づき、①旧施設の構造、②処分された廃棄物、③旧施設の維持管理状況、④生活環境保全上の支障又はそのおそれについて報告を求め、旧施設設置者からは、4度に渡り報告がなされた。

さらに、平成20年7月には、①土壌・地下水調査、②土地履歴調査、③性状分析（油分）、④聴き取り調査（関係者）・資料調査（平面図・航空写真）に関する資料提出があり、また、平成21年10月には、①潤滑油精製フロー（昭和40年当時）、②精製工程概要、③潤滑油ベース油の性状、④公図・登記簿も提出された。

県は、これらの報告又は資料提出を受け、適宜、聴き取り調査を実施しており、平成21年10月には、①埋立処分した廃棄物の排出工程、②旧施設跡地の履歴を文書で質問し、このことについて、平成21年11月に聴き取り調査を実施している。

また、過去の土地利用状況や管理状況を把握するため、平成22年1月に地権者に、平成22年3月に旧施設管理者及び土地利用者に聴き取り調査を実施している。

##### <県の対応への評価>

###### 【原因者調査（聴き取り調査・報告徴収）】

県は、対象事案が油滲出事案であることから、石油精製事業者である旧施設設置者に聴き取り調査や報告徴収を、また、過去の土地利用状況又は管理状況

を把握するため、旧施設管理者、土地利用者及び土地所有者に聴き取り調査を実施した。

そして、旧施設設置者への報告徴収では、旧施設に起因する生活環境保全上の支障又はそのおそれの有無を把握するとともに旧施設と油滲出との関連を調査するため、旧施設設置者にボーリング調査や土壌・地下水調査を実施させており、県の対応は「妥当」である。

しかしながら、県は、旧施設設置者が原因者であるとの予断をもって聴き取り調査や報告徴収を実施しており、その調査対象者も限定的であった。

対象事案は原因者の特定できない不法投棄事案であり、平成19年9月の油滲出後は、当時の状況を把握するため、速やかに自治会、地域住民及び関係行政機関職員や旧施設技術管理者への聴き取り調査などを実施すべきであり、県の対応は「不十分 (▲)」である。

#### 【PCB汚染の早期覚知】

対象事案では、旧施設設置者が実施した水質検査（地下水・河川水）や公共用水域の水質検査ではPCBは検出されていないこと、旧施設設置者が製造工程においてPCBを取り扱っていないこと、そして、旧施設には焼却灰しか埋め立てられていないことから、旧施設設置者が原因者であるとの予断とあいまって、不法投棄（特にPCBの不法投棄）まで想定していなかった。

また、対象事案が石油精製事業者の設置した旧施設に隣接していることから、県では、旧施設設置者との関連を把握する目的で油の性状や組成を調査しており、油中のPCBを検査していなかった。

対象事案が原因者の特定できない不法投棄事案であるとの認識があれば、様々な原因を想定して幅広い調査を実施でき、早期にPCBによる汚染を把握できたかもしれない。しかしながら、これまで同種の事案もなく、担当職員が対象事案のリスクを正確に把握することは困難であり、県の対応は、「やむを得ない (△)」ものである。



### (3) 第4期(平成22年10月～平成24年7月)

#### 論点⑤ 油滲出又はPCBへの対応について

【平成22年度～平成24年度】

##### <概要・経緯>

平成22年10月のPCB検出後、緊急対策工事を実施するまで、廃棄物監視・指導課、桑名農政環境事務所環境室及び桑名建設事務所が交代でパトロールを毎日実施している。パトロールでは、油膜や油滲出防止対策の状況を確認したうえで、異常が認められれば、オイルフェンスの新設や吸着マットの交換を行って、員弁川・藤川に油膜が流出しないように措置を講じている。

県(環境部局)は、平成22年12月に「桑名市源十郎新田事案検討会議」を設置し、油・PCBの汚染状況と地下水の水位流向流速調査結果を示したうえで、緊急対策工法に関して有識者から意見を聴取した。県は、その意見を踏まえ、地下水面上のPCBを含む油の拡散防止の観点から、鋼矢板を設置することを緊急対策の方針とし、平成23年1月に各委員から妥当であるとの回答を得た。

平成23年3月から6月にかけて鋼矢板と大型土のうを、平成23年8月には護岸保護のためじゃかごを設置し、平成23年12月から平成24年4月にかけては藤川の瀬替えを行っており、その結果、現状では、河川への油の滲出は抑止されている(平成23年4月からは月1回油回収を行っている。)

また、PCBによる生活環境保全上の支障又はそのおそれを調査するため、平成22年12月から平成23年2月にかけて観測井戸を設置し、既存井戸(旧施設設置者の設置井戸)も活用しながら、定期的に水質検査(地下水・河川水)を実施している。

そして、効果的な恒久対策を検討するため、平成23年8月から24年3月にかけて地下水位の連続測定を実施するとともに、土壌又は油汚染状況の補足調査を平成23年9月に実施し、11月に旧施設北側隣接地ボーリング調査及び不透水層確認ボーリング調査を実施している。

##### <県の対応への評価>

このような油滲出事案では、すぐに実施できる措置として、暫定的に吸着マット又はオイルフェンスで滲出防止対策を実施し、その後、より効果的な汚染拡散防止措置(緊急対策)を講じる必要があり、対象事案では治水上の観点からの検討も必要である。

県は、平成22年10月のPCB検出後から平成23年4月の緊急対策の実

施までパトロールを毎日実施し、油膜又は油滲出状況を把握するとともに、定期的な水質検査（地下水・河川水）を実施している。

なお、平成22年10月のPCB検出後は、県（環境部局）と河川管理者は、PCBの有害性の認識や対策の必要性について、共通認識が十分ではなく、対象事案におけるパトロールはもっぱら環境部局で対応していた。

また、対象事案の下流部には農業用取水口（員弁川第三頭首工）があることから、平成22年12月に土壌及び油汚染状況等を確定したうえで、平成23年4月の取水開始までに鋼矢板を設置している。

しかしながら、県が平成23年4月の緊急対策を実施するまでは、吸着マット又はオイルフェンスによる油滲出防止対策のみであり、河川の流水があるなか、吸着マット又はオイルフェンスの正常な機能を維持するためには定期的に（毎日）確認し適宜交換する必要があるなどPCBの拡散防止の観点からは必ずしも十分な措置を講じているとはいえない。しかしながら、代替措置として、県は、緊急対策を実施するまで監視パトロールを毎日実施していた。

県（環境部局）は、平成22年12月に「桑名市源十郎新田事案検討会議」を設置し、油・PCBの汚染状況と地下水の水位流向流速調査結果を示したうえで、緊急対策工法に関して有識者から意見を聴取した。県は、その意見を踏まえ、地下水面上のPCBを含む油の拡散防止の観点から、緊急対策として鋼矢板を設置することとし、平成23年1月に各委員から妥当であるとの回答を得た。

その後、県（環境部局）は、平成23年2月に河川管理者（三重県知事）と鋼矢板の設置にかかる事前協議を終え、許可申請書を提出し、3月に河川管理者から許可を受けた。また、県（環境部局）は、平成23年4月、汚染拡散防止の観点から、鋼矢板に加え大型土のうを設置することとし、平成23年4月、河川管理者との事前協議を終え許可申請書を提出し、河川管理者から許可を受けた。

このように、対象事案における緊急対策は、有識者の意見を踏まえ策定され、河川管理者の許可を受けたものであり、汚染拡散防止の観点とともに治水上の観点からも妥当なものである。

なお、対象事案は、員弁川・藤川の合流部の河川区域に位置し、対策の実施にとどまらず、各種調査を実施するうえでも、河川管理者の許可が必要である。

県（環境部局）は、平成22年11月から12月に汚染状況調査を実施するため、また、平成23年2月には鋼矢板を、平成23年4月には大型土のうを設置するため、河川管理者に許可申請書を提出し、河川管理者は、これらの許可申請書について、厳格な審査を実施しつつも、対象事案の重大性に鑑み、通常であれば許可申請書の審査に90日を要するところ（行政手続法第6条に規

定する標準処理期間は90日である。)、それぞれ概ね14日程度まで短縮している(これには、県(環境部局)の担当職員が河川管理者と綿密な事前協議を実施していたことも功を奏している。))。

県(環境部局)は、緊急対策の検討に必要な調査を実施し、それを踏まえ、実施すべき緊急対策を有識者の意見を踏まえとりまとめている。また、河川管理者の許可もできるかぎりこれに要する期間を短縮できるように取り組んでいる。

このように、対象事案が員弁川・藤川の合流部の河川区域に位置する特殊性から、平成22年10月のPCB検出後、平成23年5月に鋼矢板及び大型土のうの設置を完了するまで7ヶ月を要し、それまで暫定的な措置も講じることができなかったものであり、県の対応は、「やむを得ない(△)」といえる。

今後は、河川管理者と共通認識を醸成し、連携して対処していくことが必要である。

その後、平成23年8月には護岸保護工(じゃかご)を設置し、平成23年12月からは藤川の瀬替えを実施するなど段階的に対策を講じており、県の対応は「妥当」である。

## 論点⑥ 原因調査(原因者調査・汚染源調査)の実施状況について

【平成22年度～平成24年度】

### <概要・経緯>

#### 【原因者調査】

県は、平成22年10月、旧施設設置者に河川法許可の資料提出を求め、平成22年11月、旧施設の不法投棄防止フェンス設置にかかる許可書の提出を受けた。また、平成22年12月には、これまでに提出されている報告書に関する質問表を送付し、平成23年1月に聴き取り調査を実施した。

なお、平成23年4月には、文書で、①旧施設設置の経緯、②旧施設開設時の工事状況、③旧施設開設中の管理状況、管理委託先、委託の内容及び確認状況、④過去の廃白土の処分方法、処分場所及び廃白土の発生状況について照会を行ったところ、旧施設設置者から平成23年5月に回答があった。

また、平成23年7月には、①これまでに提出されている報告書に関する質問、②PCBの使用、保管又は管理の状況、③廃棄物の発生状況について報告徴収を行ったところ、旧施設設置者から平成23年8月に報告があった。

県は、平成23年9月から12月にかけて、旧施設管理者・旧施設現場責任者に、①旧施設の管理状況、②廃棄物の搬入方法、③旧施設跡地の状況について、聴き取り調査又は報告徴収を実施した。

なお、平成23年7月には旧施設閉鎖後の土地利用者に、平成22年12月、平成23年4月及び11月には隣接地所有者又は利用者に、当時の土地利用状況を聞き取っている。

自治会又は地域住民には、平成22年9月から平成23年4月まで46名から土地利用状況について聴き取り調査を実施した。

しかしながら、原因者を特定するだけの情報は得られなかった。

#### 【汚染源調査】

県は、平成22年12月、対象事案の34地点で地中の油を採取し、PCB濃度を測定することにより、PCB高濃度域を把握している。そのPCB高濃度域について、平成23年4月から5月にかけて、当該区域を含んだ旧施設東側区域において、高密度電気探査による汚染源の埋設確認を実施したが、埋設箇所の確認はできなかった。

このため、平成23年10月、PCB高濃度域を細分化した4地点の油中PCB濃度を測定することにより、PCB濃度の最も高い地点を絞り込み、当該箇所を掘削し、PCB汚染源の一つとみられるコンデンサ素子の埋設を確認した。

#### <県の対応への評価>

県は、平成22年10月のPCB検出後、旧施設設置者からの聴き取り調査又は報告徴収で旧施設の状況を詳細に把握するとともに、地元自治会、地域住民、県職員（廃棄物行政及び河川管理に携わっていた職員）、交番・駐在所勤務の警察官及び消防職員に聴き取り調査を実施し、対象事案の土地利用状況又は管理状況を把握している。

また、当時のPCBの利用（取扱）状況及び管理・処分方法を把握し、PCBの不法投棄のリスクを分析するため、PCB取扱事業者（PCB製造事業者、絶縁油・熱媒体・潤滑油の再生事業者及びPCB使用事業者）及び石油精製業者に聴き取り調査を実施しており、県の対応はおおむね「妥当」である。

県は、平成22年10月のPCB検出後、平成23年1月から2月にかけて実施した汚染状況調査によりPCBの高濃度域を把握し、また、平成23年3月に実施した地域住民への聴き取り調査で「堤防上にドラム缶が放置されていた」との情報提供を受け、平成23年4月から5月にかけて高密度電気探査を実施したが、汚染源を特定できなかった。そのため、平成23年9月にボーリング調査を実施して高濃度域を絞り込み、それに基づき掘削調査を実施し、汚染源の一部（コンデンサの素子）を確認した。

論点④で「不十分（▲）」と評価したように、県は、平成19年9月の油滲出

後、速やかに調査を実施すべきであったが、平成22年10月のPCB検出後は、油・PCBの汚染状況調査や聴き取り調査から高密度電気探査や掘削調査を実施し汚染源の一部を特定しており、県の対応は、「妥当」といえる。

## 6 県の対応に関する総合的な評価

対象事案に対する県の対応について、員弁川・藤川合流部における不法投棄事案であることを踏まえ、油滲出又はPCBの不法投棄を早期に認識しえなかったか、原因調査（原因者調査・汚染源調査）は妥当であるか、法令上の監督権限の行使が妥当であったかどうか、地域住民及び関係機関（他法令所管部局）との連携がとれていたかという、対象事案の全体を通じた論点について、前記5の個別評価を踏まえ、次のとおり総合的な評価を行った。

### (1) 油の埋立又は産業廃棄物の不法投棄の認識

対象事案の周辺地域は、昭和30年代から昭和40年代にかけて大規模な砂利採取が行われており、対象事案では、昭和40年代中頃に砂利採取後の跡地に油が埋め立てられ、その後、昭和48年から昭和51年にかけてPCB廃棄物が不法投棄されたと推定される事案である。

このような事案では、不法投棄にかかる情報提供（通報）を端緒として、事実を的確に把握することが重要である。

県は、平成6年9月、平成13年12月に情報提供を受けながら、関係者への聴き取りや詳細な調査を実施しておらず、結果的に事実の確認がなされていない。

確かに、油及びPCB廃棄物が埋め立てられている対象事案では、立入調査を実施したとしても、掘削しないかぎりには不法投棄の事実を確認することは困難であるかもしれない。しかしながら、不法投棄の事実を把握し、原因者を特定するためには、できるかぎり速やかに関係者への聴き取りを実施し、当時の状況を把握すべきである。

担当職員において、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に関する情報に基づきどの程度まで調査すべきか十分な整理がなされていなかったものと考えられる。

### (2) 原因調査（原因者調査・汚染源調査）の状況

平成19年9月の油滲出後、過去の土地利用状況や管理状況を把握するため、旧施設設置者に報告徴収を、旧施設管理者及び土地利用者に聴き取り調査を実施し、旧施設設置者からは、旧施設に関する資料の提出を受けた。

また、平成22年10月のPCB検出後、旧施設設置者には聴き取り調査、文書照会及び報告徴収を、旧施設管理者には聴き取り調査及び報告徴収を、旧施設現場責任者には聴き取り調査を実施している。

さらに、過去の土地利用状況及び管理状況を把握するため、自治会、地域住民及び関係行政機関職員への聴き取り調査を実施し、また、当時のPCBに対する有害性の認識、PCBの利用（取扱）状況及び管理・処分方法並びに活性白土の使用・処理状況を把握するため、PCB取扱事業者（PCB製造事業者、絶縁油・熱媒体・潤滑油の再生事業者及びPCB使用事業者）及び石油精製事業者に聴き取り調査を実施している。

しかしながら、県が自治会、地域住民及び関係行政機関職員への聴き取り調査又は公文書の調査を実施したのは、不法投棄から30年以上が経過したPCB検出後の平成22年10月であり、原因者の特定に資する公文書も保存されておらず、不法投棄当時の対象事案周辺地域の事情を熟知している者も少ないなか原因調査は難航している（結果的に、原因者を特定できていない）。

このような事案においては、不法投棄の情報提供を受け速やかに聴き取り調査や公文書の調査を実施する必要があったといえ、その対応は不十分であった。また、少なくとも、平成19年9月の油滲出後には自治会、地域住民及び関係行政機関職員への聴き取り調査を実施すべきであった。

### （3）指導監督権限の行使の妥当性

対象事案は、員弁川・藤川合流部に位置し、産業廃棄物処理施設が隣接している。旧施設は、昭和48年11月に設置された施設であり、廃棄物処理法では、届出又は許可の必要のない施設であった。

保管している公文書から、県は、旧施設設置者に、事業計画書（埋立計画書）、使用報告書、技術管理者変更報告書、地位承継届、埋立終了届及び閉鎖完了報告書を提出させており、旧施設の概要を把握していた。

また、対象事案は、大規模な砂利採取も行われていた河川敷であり、市街地から離れていることも相俟って、不法投棄のリスクは高く、頻繁に不法投棄がなされていた。

旧施設は、昭和48年11月に設置された施設であり、届出や許可を必要としないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1号で準用する同法施行令第3条第4号イの規定において、埋立処分の場所の周囲に囲いを設置することとされている。

そして、保管している公文書や聴き取り調査によれば、昭和48年9月に事業計画書（埋立計画書）が提出されており、この事業計画書では、旧施設東側に『バリケード』を設置することとなっていた。

そうであるならば、昭和48年9月の事業計画書（埋立計画書）の提出を受け、現場確認を実施することで、旧施設の状況及び旧施設東側の『バ

リケード』設置状況を把握し、必要に応じて、不法投棄防止フェンスを設置させることができた。

そして、旧施設は、本来であれば昭和51年法改正後の処分基準、構造基準及び維持管理基準を遵守すべき管理型施設に位置づけられうるものであり、たとえ、昭和51年法改正前に設置され届出又は許可を必要としない施設であったとしても、管理型施設と同程度の監視を行うことで、一定程度、不法投棄のリスクは低減できたものと考えられる。

#### (4) 地域住民及び関係機関（他法令所管部局）との連携

対象事案は、員弁川・藤川の合流部に位置しており、河川管理者と連携しながら対処していくことが重要である。

県では、平成19年6月に「三重県産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議」を設置し、対象事案についても、河川管理者をはじめ他法令所管部局とその情報交換・情報共有を行っている。そして、平成19年9月から10月にかけて、員弁川及び藤川で油滲出が認められたときは、河川管理者が油滲出防止対策を実施しており、環境部局と河川管理者が連携して対処していることが認められる。

また、平成22年10月のPCB検出後には、「三重県産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議」を開催し、他法令所管部局と情報交換・情報共有を進めるとともに、平成22年11月には、河川管理者との緊密な連携を目的として「桑名市源十郎新田事案県土整備部・環境森林部担当者会議」を開催し、事案の進捗や原因調査に関する情報交換・情報共有を行っている。

しかし、聴き取り調査によれば、PCB検出後は、県（環境部局）と河川管理者は、PCBの有害性の認識や対策の必要性について、共通認識が十分ではなかったとのことであり、この点、河川管理者と（PCBに関する）共通認識の醸成やそれに基づく的確な対応が必要である。

なお、水質モニタリング及び緊急対策工事の進捗については、桑名市、東員町及び県で構成する「桑名市源十郎新田事案連絡会議」で情報交換・情報共有を行うとともに、適宜、桑名市や利水関係者に説明を行っており、県の対応は妥当である。

また、平成22年12月には、周辺自治会等説明会を現地で開催しており、事案の進捗を詳述することで、県民の安全・安心の確保を図っており、評価できる取組である。



## (5) 県の組織・人員

対象事案は、昭和48年から昭和51年にかけてPCB廃棄物が不法投棄された事案であり、当時は、桑名保健所の産業廃棄物担当は1名のみであった。そのなかで、担当職員は、環境衛生六法をはじめ、産業廃棄物処理業許可、各種届出への対応、事業者の監視指導を実施し、地域住民からの苦情要望に対応しており、対象事案の周辺地域の不法投棄リスクを認識し、未然防止策を実施することは困難であった。

その後、昭和62年度に本庁内に監視指導専従職員（2名）を配置してからは、年々、その組織・人員を充実させ、平成24年度は20名体制で監視指導を実施しており、不法投棄にかかる監視指導件数も300件を超えるなど質的にも充実したものとなっている。

## (6) 結論

以上の総合評価を踏まえた結論は、次のとおりである。

対象事案は、昭和48年から昭和51年にかけてPCB廃棄物が不法投棄されたと推定される事案である。

日本では、昭和43年2月下旬にダークオイルから、3月中旬にはライスオイルからPCBが検出されPCBの有害性が認識されるようになった。

その後、昭和45年秋ごろからPCBの環境汚染に関する研究報告が相次いでなされるなか、PCBの有害性の認識が広まり、昭和47年3月、通産省は、PCBの生産及び使用の原則的な中止を要請することとなった。

また、昭和47年12月に全国規模のPCB汚染実態調査の結果が公表され、昭和48年8月には、厚生省から市町村又は製造業者に廃家電製品におけるPCB使用部品の取り外し及び保管の要請がなされ、PCBが保管を必要とするとの認識が広まる契機ともなった。

なお、廃棄物処理法は昭和45年12月に制定され、昭和46年9月から施行されることとなったが、当初はPCBの処理基準はなく、昭和50年12月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正によって、初めて、PCBに関する処理基準が定められ、平成4年には、廃PCB、PCBを含む廃油及びPCB汚染物が、平成10年には、PCB処理物が特別管理産業廃棄物と規定され、平成13年になって、ようやく、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）が制定されたのである。

このように、対象事案は、PCBの有害性が認識され、PCBに関する法制度が整備されるまえに不法投棄されたものである。

かかる事情を踏まえ、主要な論点について論点整理と評価を試み、その結果を踏まえ、総合的な視点からも評価を行った。

対象事案は、廃棄物処理法制定直後にPCB廃棄物が不法投棄された事案であり、当時はPCBに関する法制度の整備が十分ではなく、産業廃棄物の不法投棄への関心も今日ほど高くなかった（参考図1）。

また、PCB廃棄物の不法投棄からすでに30年以上が経ち、保存している公文書から当時の状況を的確に把握することも困難ななか、聴き取り調査により当時の状況を把握せざるをえず、原因調査は難航し、担当職員は、日々、聴き取り調査をはじめ当時の状況把握に苦慮していたことが窺われる。

このような事案では、不法投棄の情報提供を受け速やかに聴き取り調査や公文書の調査を実施すべきであり、少なくとも、平成19年9月の油滲出後に自治会、地域住民及び関係行政機関職員や旧施設技術管理者への聴き取り調査を実施するべきであった。

また、対象事案は、員弁川・藤川合流部に位置しており、河川管理者と連携しながら事案に対処すべきところ、河川管理者とPCBに関する共通認識の醸成やそれに基づく的確な対応が十分でないところが見受けられる。

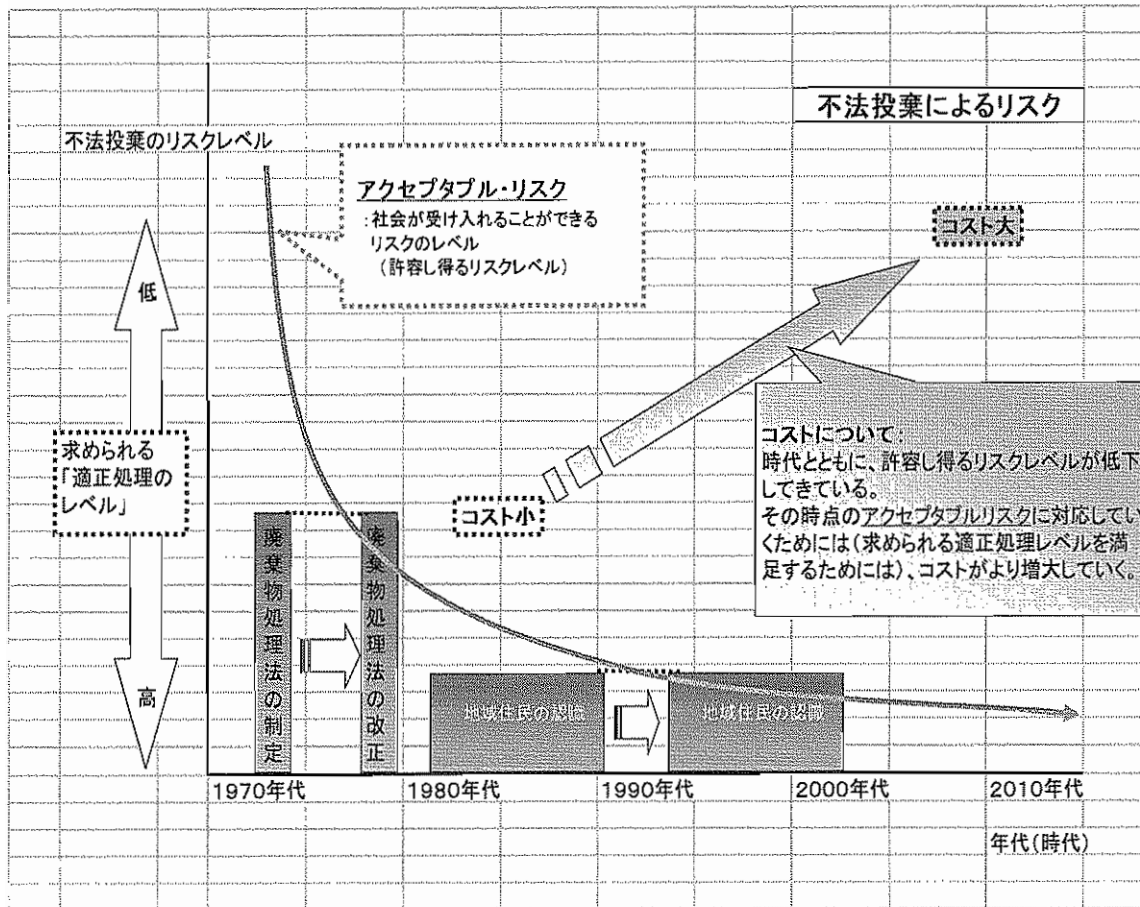
そのようななか、平成22年10月のPCB検出後は、県民の安全・安心を確保すべく、監視パトロールを毎日実施し、緊急対策工事を実施するなど、その対応は、妥当であるといえる。

これらのことから、対象事案の個々の論点には十分でない点は認められるが、県の対応としては、一定の評価ができるものである。

対象事案において、生活環境保全上の支障又はそのおそれを生じさせたのは、原因者にあることはいうまでもないが、指導監督権限を有し、産業廃棄物行政を担う県（組織）としての課題も明らかになったところである。

今後は、これまでの行政対応を振り返り、同種事案に的確に対応できるよう改善策を実施していく必要がある。

【参考図 1 社会が許容し得るリスクレベルの変化】



(出典：鳥取環境大学 田中勝 教授 作成)

## 7 再発防止策の提案・提言及び不法投棄防止の取組

### (1) 委員会からの課題解決に向けた提案・提言

対象事案は、員弁川・藤川合流部におけるPCB廃棄物の不法投棄事案であり、規制権限の行使に課題のあった「四日市市大矢知・平津事案」や「四日市市内山事案」とは事案の性質が異なり、当委員会のこれまでの提案・提言では、必ずしも対象事案の課題解決には繋がらない。

また、産業廃棄物の不法投棄を完全に防止することは困難であるが、県では、(2)で詳述するように、不法投棄の早期発見及び未然防止に取り組んでおり、不法投棄件数及び不法投棄量が減少するなど一定の成果に繋がっている。今後、この取組を継続することが、対象事案における再発防止に繋がるものである。

しかしながら、対象事案においては、県の課題も明らかになったところであり、その課題を解決することも、廃棄物行政を推進するうえで重要である。

そこで、委員会では、対象事案の特性を踏まえ、次のとおり、対象事案の課題解決に向けた提案・提言を行うこととする。

#### ①情報提供に的確に対応できる仕組みづくり

地域住民からの情報提供は、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見・未然防止に繋がる重要な『シグナル』であり、これに的確に対応することが重要である。

県は、平成9年度から『廃棄物ダイヤル110番』を、平成11年度から『廃棄物ファックス110番』を設置し、また、平成23年度からは一般電話による情報提供につき『県民相談簿』を作成し、その処理状況を明確にしている（廃棄物ダイヤル110番及び廃棄物ファックス110番の運用状況は52頁のとおりである。）。

『県民相談簿』には、通報者、通報年月日、対応者、通報区分とともに通報内容と対応状況（これまでの対応と今後の対応）が記載され、処理結果（処理済・継続中・未処理）も明確にされており、『県民相談受付簿一覧表』で全事案の進捗管理ができるようになっている。

対象事案では、担当職員は、平成6年、平成13年の情報提供を受け、現地を確認しているが、旧施設に不法投棄防止フェンスが設置されていたことから、旧施設内部に立ち入らず、結果的に、情報提供にかかる事実確認がなされていない。また、通報者への聴き取りや必要な調査も実施されていない。

このことから、今後は、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の情報提供を受け、通報者・関係者への聴き取りを実施するとともに、過去の情報提供及び調査経緯を保管公文書（監視日報・業務報告）から把握し、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の事実が認められるかどうかを判断することが重要である。通報者・関係者への聴き取りや保管公文書（監視日報・業務報告）の調査から把握した事実を『県民相談簿』に記載し、今後の方針決定などの確な進捗管理に繋げていく必要がある。

さらに、原因者が特定できない不法投棄事案や不適正処理事案については、幅広く情報を収集し、原因者の特定に繋げることが必要であり、そのためには、自治会、地域住民及び関係行政機関職員への聴き取り調査を実施することも有効な手段のひとつである。

特に、生活環境保全上の支障又はそのおそれが重大な事案については、行政代執行による公金支出に繋がる場合もあることから、より詳細な原因調査が求められる。

よって、『県民相談簿』に、『生活環境保全上の重要度』を記載するとともに、重要度に応じた調査が実施されるような仕組みづくりをすべきである。

## ②あらゆる原因を想定した調査を実施できる感覚・感性の醸成

対象事案は、平成19年9月に油の滲出が認められてから、平成22年10月にPCBが検出されるまで、自治会、地域住民及び関係行政機関職員への聴き取り調査を実施していない。

職員への聴き取り調査によれば、担当職員は、対象事案が旧施設に隣接していることから、原因者は旧施設設置者であるとの予断を持って聴き取り調査や報告徴収を実施していたとのことである。

そして、旧施設設置者が実施した水質検査（地下水・河川水）や公共用水域の水質検査ではPCBは検出されていないこと、旧施設設置者が製造工程においてPCBを取り扱っていないこと、そして、旧施設には焼却灰しか埋め立てられていないことから、旧施設設置者が原因者であるとの予断と相俟って、不法投棄（特にPCBの不法投棄）まで想定していなかったとのことである。

担当職員に対象事案が原因者の特定できない不法投棄事案であるとの認識があれば、様々な原因を想定して幅広く調査を実施し、汚染状況を的確に把握できたはずである。

委員会は、平成22年1月、「四日市市大矢知・平津事案」にかかる再発防止策の提案・提言において、不法投棄や不適正処理に繋がるシグナルを

的確に把握できる『感覚・感性』を絶えず磨き、持ち続けることが重要であり、そのひとつとして、職員の自己研鑽が必要であると指摘している（特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書 22頁～23頁）。

対象事案は、PCB廃棄物の不法投棄事案であるが、水質検査では基準値を超えなくとも、土壌検査（含有試験）により高濃度のPCBが検出された事案は全国的に認められるところであり、職員は、このような不法投棄や不適正処理に繋がるリスクを的確に把握する感覚や感性を磨き続ける必要がある。

そして、本来的には、『自己研鑽』は職員が自主的に取り組むべきものであるが、産業廃棄物行政を担当する組織としての組織力の向上に繋げるためには、組織として職員の『自己研鑽』を支援し、職員は、その“経験知”を組織全体で共有することが必要である。

また、管理職員（担当職員を指揮し組織の運営を担当する者。担当副課長を含む。）は、担当職員の模範となって積極的に自己研鑽に取り組み、その“経験知”を担当職員と共有することで、組織力の向上に繋げていくべきである。

### ③他部局との共通認識の醸成と的確な対応

#### ア) 地域規制マップの作成による他部局との連携

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理事案は、他部局が所管する政策及び法令と密接に関連しており、他部局との共通認識の醸成が必要である。

員弁川・藤川合流部の河川区域にある対象事案では、河川整備基本方針・河川整備計画や河川管理者の権限行使と調和した問題解決が要請されている（対策を実施するには、油滲出防止の観点のみならず、治水上の観点からの検討が必要である。）。

河川法は、治水上の観点から、河川区域や河川保全区域を面的・地理的に指定し必要な規制を設けている。このように、面的・地理的な規制を有する法律（以下「面的規制法」という。）は、河川法にとどまらず、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、砂防法、港湾法、海岸法や都市計画法など多岐に渡っており、その規制手段や程度も法律によって様々である。

産業廃棄物の不法投棄事案や不適正処理事案では、廃棄物処理法だけではなく面的規制法によっても一定の規制を受けていることが多く、生活環境保全上の支障又はそのおそれにとどまらず、面的規制法の法益まで侵害しているのである。

このような事案においては、各種規制の実効性確保の観点から、面的規制法を所管する部局と連携して課題を解決することが重要である。

しかしながら、面的規制法は多岐に渡り、その規制手段や程度も法律によって様々であることから、まず、どの場所でどのような法律がどのような場合に適用されるかを明確にする必要がある。

さらに、対象事案は、河川整備基本方針・河川整備計画をはじめ様々な流域管理政策と調和した課題解決（他部局所管の政策・施策との連携）が要請されている事案であり、県（環境部局）は、面的規制法にとどまらず、廃棄物行政と調和又は連携の必要な政策（施策）も明確にしておくべきである。

そのためには、法令や政策の関連表を作成し、廃棄物行政と調和又は連携の必要な各種政策・施策と面的規制法を総合的に把握すべきであり、このことが効果的で実効性のある廃棄物行政の推進に繋がるのである。

まずは、担当職員の日常業務に直結する地域規制マップ等を作成し、十分に情報共有しておくことが重要である。

そのうえで、廃棄物処理法所管部局は、他部局と適切な連携について共通認識を醸成する必要がある。

#### イ) 環境部局の専門的知見を他法令所管部局と共有し対処する仕組みの構築

対象事案は、員弁川・藤川の合流部に位置しており、河川管理者と連携しながら対処していくことが重要であり、平成19年9月から10月にかけて、員弁川及び藤川で油滲出が認められたときは、河川管理者が油滲出防止対策を実施しており、環境部局と河川管理者が連携して対処していることが認められる。

しかしながら、聴き取り調査によれば、平成22年10月のPCB検出後は、県（環境部局）と河川管理者は、PCBの有害性の認識や対策の必要性について、共通認識が十分ではなかったとのことである（なお、通常の水質事故（油滲出）には、河川管理者が的確に対応している）。

対象事案は、員弁川・藤川合流部の河川敷に位置しており、効果的な原因調査を実施するには河川管理者との連携が必要であり、また、緊急対策又は恒久対策を実施するうえでも、河川管理者の許可を必要とすることから、河川管理者が対象事案における生活環境保全上の支障又はそのおそれを正確に理解し、共通認識をもって対象事案に対処すべきである。

そのためには、河川管理者とPCBに関する共通認識を醸成する必要があるが、環境部局の専門的知見を河川管理者と共有し対処する仕組みを構築すべきである。

これまでも、他法令所管部局との情報交換・情報共有に取り組んでいるが、今後は、河川管理者にとどまらず、他法令所管部局と産業廃棄物の不適正処理事案について、リスクに関する共通認識の醸成と事案解決を共同で実施していく仕組みづくりが求められる。

#### ④的確な廃棄物処理法の運用解釈と政策法務能力の向上

対象事案では、不法投棄の事実を把握するため、廃棄物処理法第19条第1項に規定する立入検査権限を行使できるかどうか重要な論点となっていた。

そして、廃棄物処理法第19条第1項の規定からは、立入検査の権限が『不法投棄場所』にまで認められると解釈することは困難であり、機関委任事務である産業廃棄物行政において、国（環境省）の見解に基づくことなく、都道府県が自主的に法律を解釈することはできなかった。

しかしながら、平成11年7月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる「地方分権一括法」）の制定により、機関委任事務は、自治事務と法定受託事務に再編された。これまでは、機関委任事務として国の包括的な指揮監督権限のもと都道府県は事務を処理するにすぎなかったが、法定受託事務では、国に処理規準の策定など一定の関与は認められるものの、都道府県が主体的に事務を処理することとなっている（法定受託事務では、機関委任事務と異なり、法的な責任も都道府県が負うことになる。）。

よって、今後は、都道府県が主体的に所管する法律を解釈し課題解決に繋げていく必要があり、委員会では、平成24年2月、「四日市市内山事案」にかかる再発防止策の提案・提言において、廃棄物行政に携わる職員は、廃棄物処理法を適正に運用解釈し、不適正処理事案に対処していく必要があると指摘したところである（特定産業廃棄物事案【四日市市内山事案】に関する調査検討報告書37頁～38頁）。

そして、法律に基づく権限の行使は、少なからず事業者の権利を制限し義務を課すものであり、裁量の逸脱や濫用は認められず、そのような権限行使は違法であることから、主体的に所管する法律を解釈し課題解決に繋げていくためには、行政法（行政作用法・行政救済法）をはじめとする法理論や各種判例動向を踏まえなければならない。

よって、担当職員にとどまらず意思決定をする管理職員は、主体的に所管する法律を解釈し課題解決に繋げていく法務能力を備える必要があり、恒常的に法務能力を高める機会を確保することが重要である（たとえば、法務・文書課が主催する法務研修や法制執務研修を受講し、その知識を組



織で共有するとともに、廃棄物対策局でも、各種判例動向を把握するため、定期的に判例研究を実施するなど、正確かつ体系的な理解を進めることが重要である。)

#### ⑤課題解決に繋がる法制度・政策の提案・提言

対象事案は、PCB廃棄物の不法投棄事案であるが、当初は、PCBに関する法制度やPCBの処理体制が十分に整備されておらず、昭和47年のPCBの製造又は使用中止要請から平成13年にPCB特措法が制定されるまでに数十年が経過し、全国的にみても、相当量のPCB廃棄物の紛失が認められる。

産業廃棄物行政を所管する都道府県（政令市）は、担当職員が個々の課題解決に取り組んでおり、対象事案においても、毎日パトロールを実施するなど、その対応は評価できるものである。

しかしながら、抜本的な課題解決には、法律や条例の整備を必要とする課題もあり、委員会では、平成22年1月、「四日市市大矢知・平津事案」にかかる再発防止策の提案・提言において、県独自の条例による規制も有効であり、これを的確に運用していく必要があると指摘したところである（特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書25頁）。

そして、対象事案は、廃棄物処理法制定直後にPCB廃棄物が不法投棄された事案であり、PCBに関する法制度やPCBの処理体制も十分整備されていなかったことから、廃棄物行政を所管する都道府県（政令市）は、不法投棄又は不適正処理のリスクを認識し、国に法制度の整備や政策の立案を提案・提言すべきであった。

今後は、現行の法制度では個別事案の対処が困難になる事案や不法投棄又は不適正処理に繋がるリスクについて、都道府県（政令市）は、法制度の必要性や妥当性を十分に検討したうえで連携して国に提案・提言するとともに、政策提言も行っていく必要がある。

#### ⑥進捗管理表の作成・公表

委員会の提案・提言の趣旨に沿った再発防止策に着手に取り組み、その取組を成果に繋げていくためには、的確に進捗を管理するとともに定期的にこれまでの取組を検証し改善していくこと（PDCA）が必要であり、そのためには、「提案・提言の要旨（趣旨）」、「取組方針」、「進捗状況」及び「改善点」を記載した進捗管理表を作成すべきである。

そして、管理職員は、この進捗管理表に基づき、定期的に再発防止策の

取組状況及び成果を把握し、担当職員とともに改善点を検討して今後の取組方針を策定すべきである。

また、その実効性を確保するため、進捗管理表は、定期的にホームページで公表すべきである。

#### ⑦再発防止策の取組状況のフォローアップ

県が委員会の提案・提言の趣旨に沿って効果的な再発防止策に取り組むためには、定期的に委員会にその進捗状況（再発防止策の取組状況及び成果）を報告し、委員会からこれまでの再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価と今後の取組方針について必要な助言を受け、より効果的かつ着実な取組に繋げていくことが必要である。

## (2) 不法投棄防止の取組

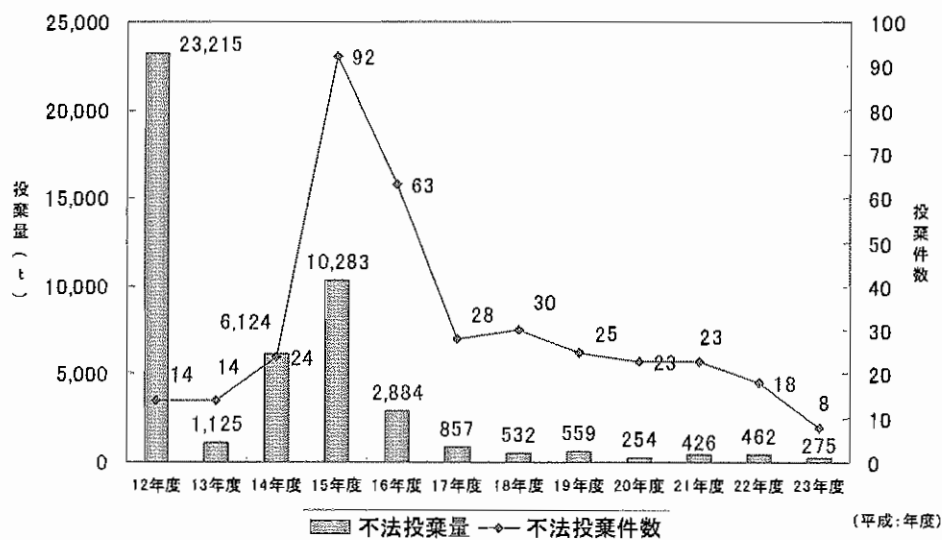
県では、不法投棄の早期発見と未然防止のため、監視・指導を充実するとともに、多様な主体との連携を進めている。

また、個別具体的な課題に対応するため、①三重県産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議を設置し、他法令所管部局と情報交換・情報共有を行うとともに、②PCB廃棄物の不適正処理の未然防止のため、PCB専門員がPCB廃棄物保管事業者へ立ち入り、適正保管や早期処分についての指導を行っている。

県の取り組む不法投棄の早期発見・未然防止施策を体系的に整理すると47頁から56頁のとおりである。

このような取組により、平成12年度から平成23年度までの不法投棄件数・不法投棄量は、次のとおり件数・量ともに減少傾向にある。しかし、依然として小規模ながら不法投棄は後を絶たず、引き続き不法投棄の早期発見・未然防止に取り組んでいるところである。

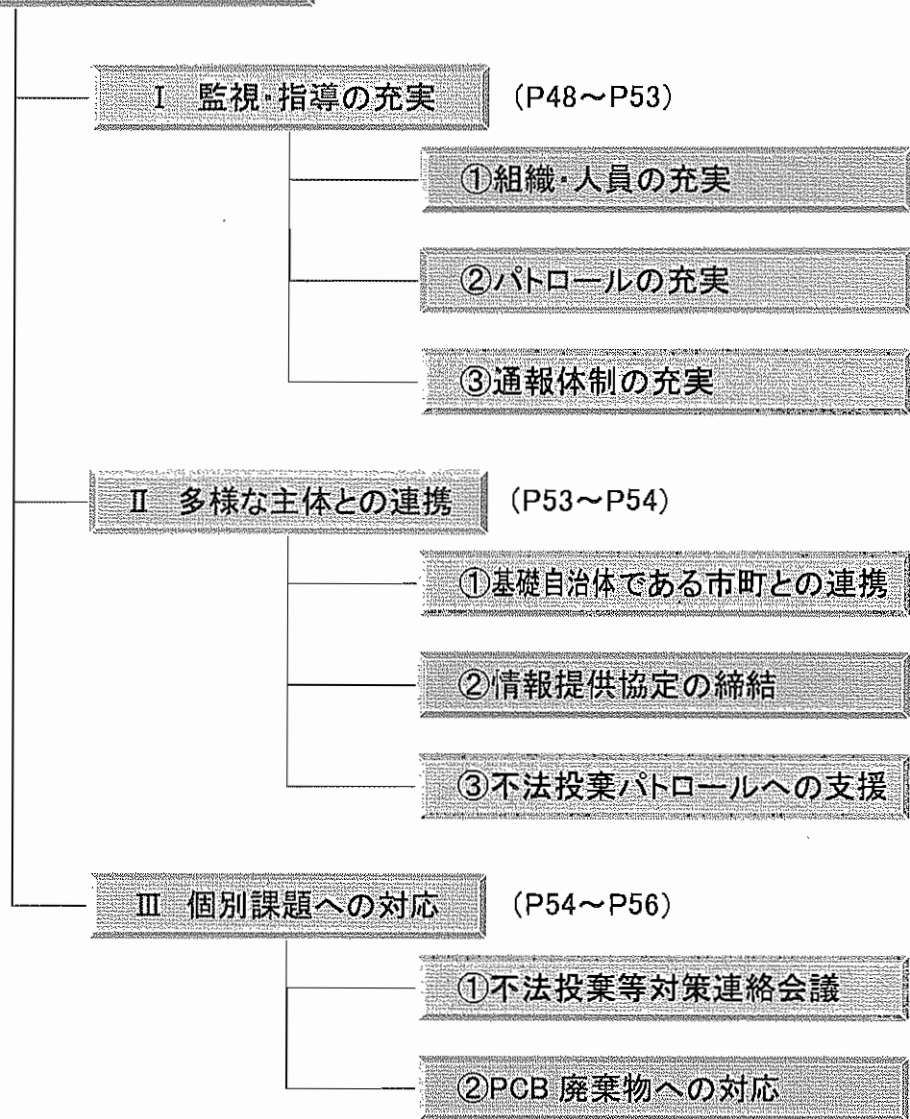
【不法投棄件数・不法投棄量】



※不法投棄量は小数点以下四捨五入。

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
不法投棄件数	14	14	24	92	63	28	30	25	23	23	18	8
(内10t以上)	(14)	(14)	(24)	(44)	(24)	(11)	(9)	(15)	(5)	(5)	(6)	(3)
不法投棄量	23,215	1,125	6,124	10,283	2,884	857	532	559	254	426	462	275
(内10t以上)	(23215)	(1125)	(6124)	(10150)	(2747)	(808)	(468)	(531)	(205)	(393)	(451)	(262)
1件あたり(t)	1,658	80	255	112	46	31	18	22	11	19	26	41
10t以上の割合(%)	100	100	100	48	38	39	30	60	22	22	33	38

## 不法投棄の早期発見・未然防止施策

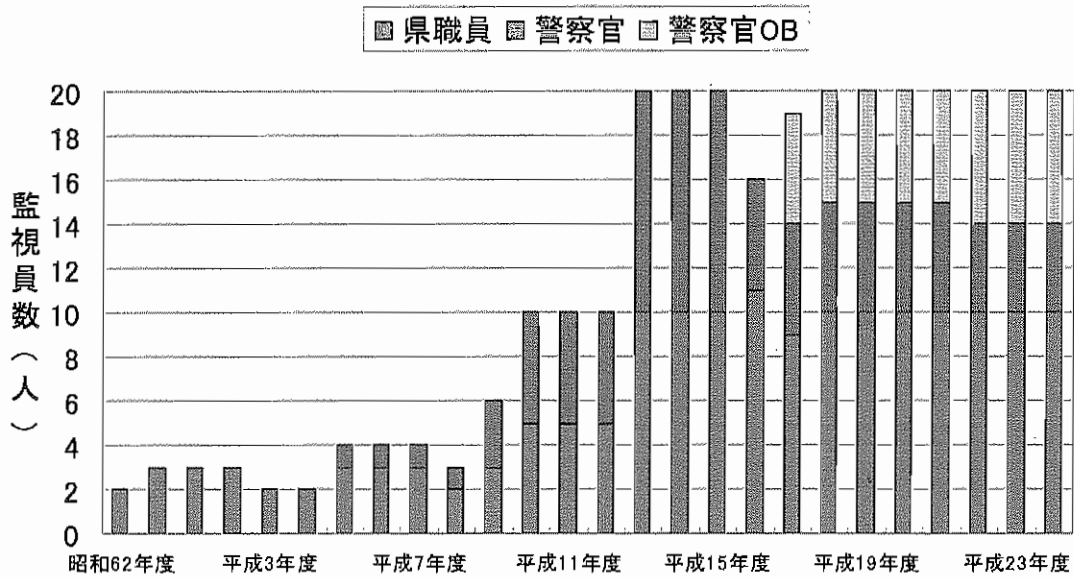


## I 監視・指導の充実

### ① 組織・人員の充実

昭和62年度に本庁内に専任の産業廃棄物監視担当2名を配置し、県内の産業廃棄物処理業者等の監視を開始して以降、監視・指導体制を年々強化し、平成24年度は警察官4名、警察官OB6名を含む20名体制で監視・指導を実施している。平成23年度の監視・指導件数3,769件で、不法投棄に関するものは320件と約8.5%である。

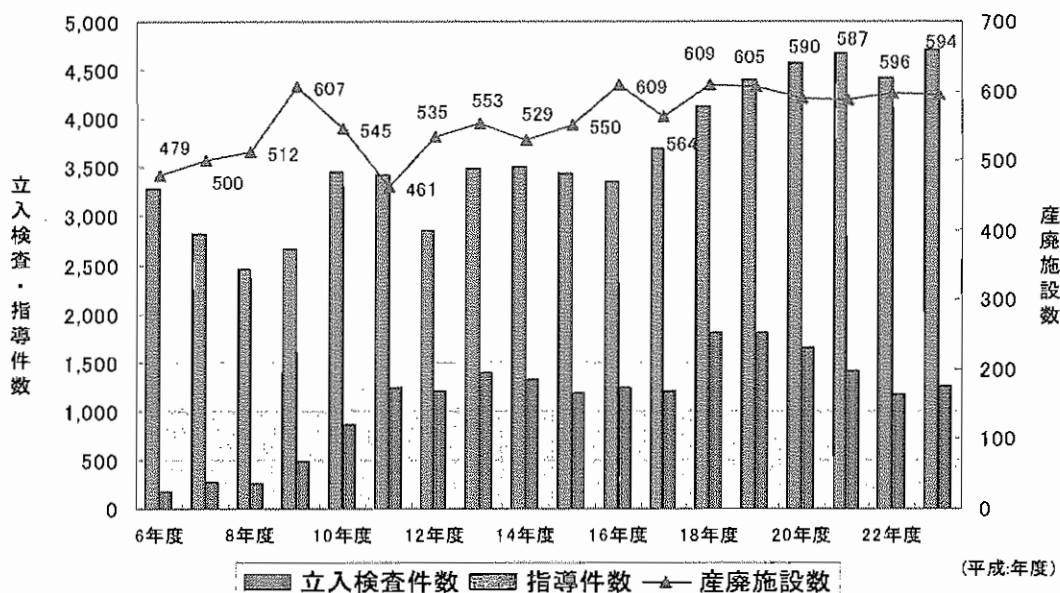
【監視・指導体制の変遷（本庁）】



【監視・指導件数の推移（本庁）】

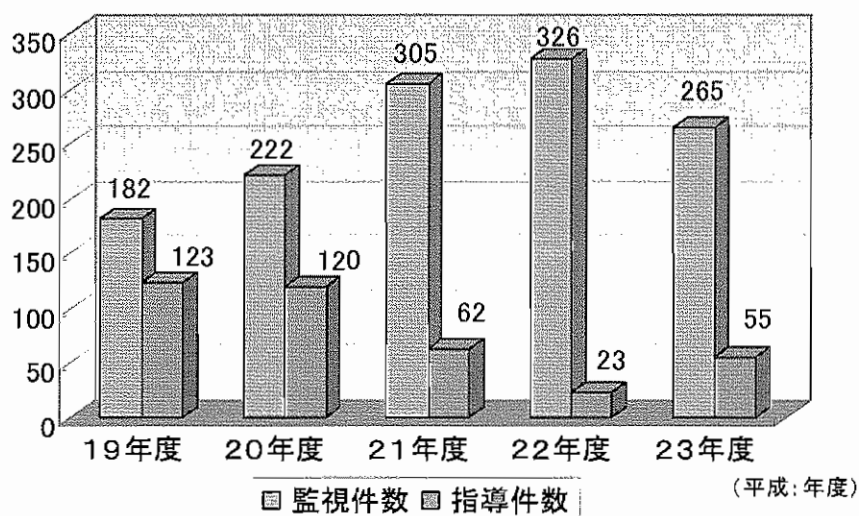
		（件数）			
		20年度	21年度	22年度	23年度
監視数		3,592	3,656	3,737	3,769
うち	休日	—	56	95	76
	早朝・夜間	—	23	81	16
指導数		1,436	1,162	951	1,065
うち	口頭	1,394	1,116	903	986
	文書	42	46	48	79

【産廃施設数と立入検査・指導件数の推移】



	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
立入検査	3,285	2,821	2,461	2,660	3,457	3,414	2,857	3,492	3,506	3,428	3,343	3,692	4,132	4,398	4,570	4,676	4,416	4,714
違反件数	177	267	282	494	943	1,270	1,222	1,389	1,393	1,255	1,283	1,273	1,900	1,791	1,679	1,410	1,227	1,356
行政指導件数	167	282	261	488	867	1,240	1,201	1,385	1,315	1,182	1,231	1,202	1,810	1,802	1,653	1,405	1,171	1,251
改善・措置命令	6	3	21	55	74	30	6	1	2	2	8	15	13	5	3	2	3	3
停止・取消処分	—	—	—	—	—	—	—	3	3	2	4	2	2	1	2	4	3	6
始末書提出	4	2	0	2	1	0	5	—	30	17	11	16	17	20	14	14	14	23
文書指導	—	—	—	—	—	—	—	—	41	52	29	24	54	84	59	54	41	81
産廃施設数	479	500	512	607	545	461	535	553	529	550	609	564	609	605	590	587	596	594

【不法投棄に関する監視・指導件数の推移（本庁）】



② パトロールの充実

ア) 防災ヘリを活用したスカイパトロールの実施

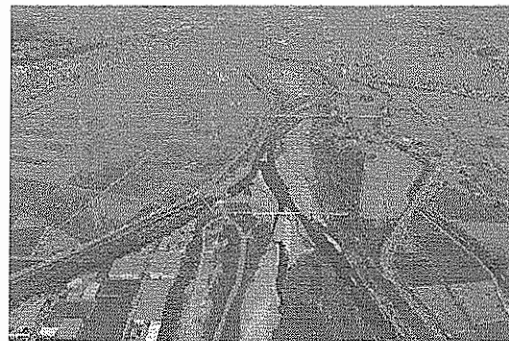
悪質事案の重点的な監視活動を実施するため、防災ヘリ・県警ヘリによるスカイパトロールを実施している。

【スカイパトロール実施回数】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
防災ヘリ	2	3	3	2	3(2)
県警ヘリ	—	1	1	1	1

( ) は実施予定回数で内数

【桑名市源十郎新田事案（平成24年6月 スカイパトロールにて撮影）】



イ) 民間警備会社による監視パトロールの実施

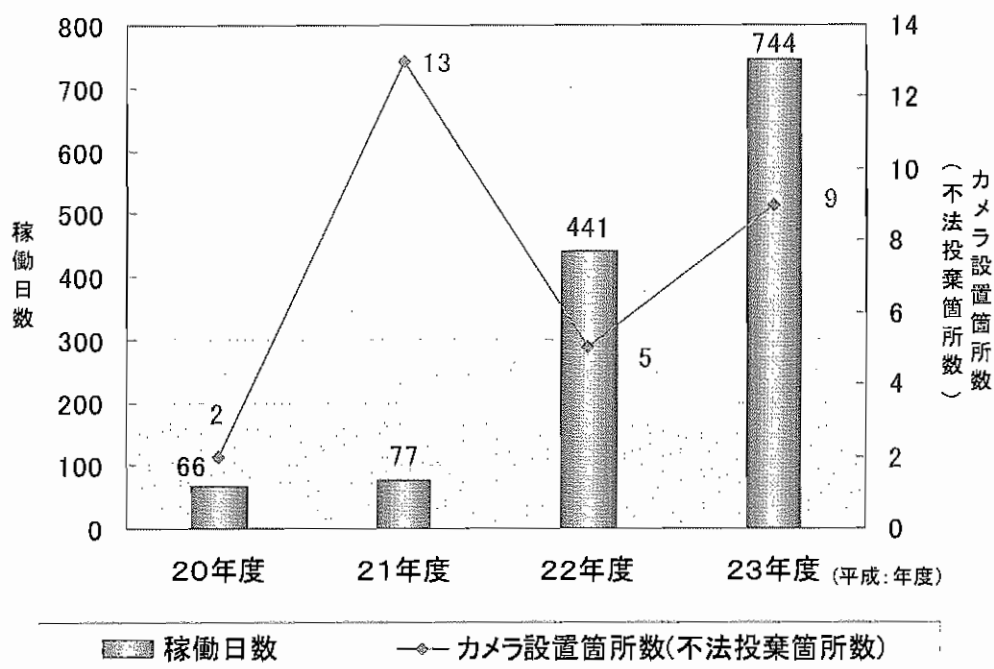
産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を未然防止するため、平成21年度、平成23年度及び平成24年度に、民間警備会社に監視パトロールを委託し、早朝・夜間及び休日の監視パトロールを実施している。

年度	時期	内容
21年度	平成22年 1月～平成22年 3月	休日・平日夜間の巡回監視
23年度	平成23年 7月～平成23年12月 平成23年12月～平成24年 3月	施設又は事業所の巡回監視 桑名市源十郎新田事案の監視パトロール
24年度	平成24年 4月～平成25年 3月	施設又は事業所の巡回監視

ウ) 監視カメラによる不法投棄の未然防止

産業廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、平成19年度から24時間連続撮影できる監視カメラを順次導入し、不法投棄の多い地域などに設置している。

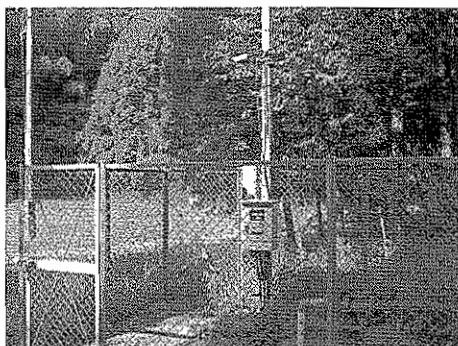
### 【監視カメラの運用状況】



### <監視カメラによる抑止効果・早期発見効果>

		20年度	21年度	22年度	23年度
	カメラ設置箇所数	2	13	5	9
抑止効果	不法投棄防止件数	2	13	4	5
早期発見	搬入	0	0	1	3
	搬入の疑い	0	0	0	1

### 【設置作動中の監視カメラと通報映像】





### ③ 通報体制の充実

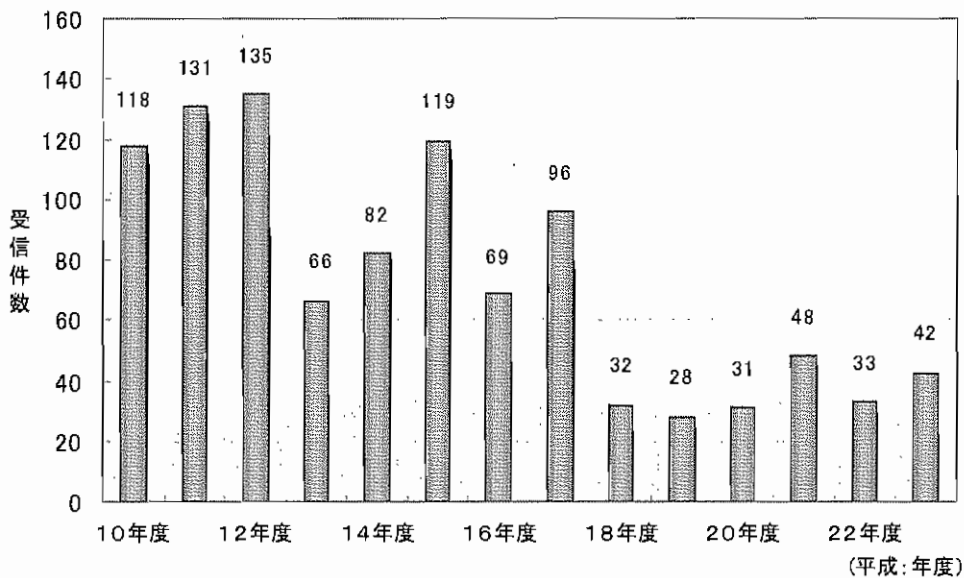
平成9年度から廃棄物ダイヤル110番を、平成11年度から廃棄物ファックス110番を設置し、産業廃棄物の不適正処理に関する情報に的確に対応できるよう体制を整備している。

平成10年度から平成23年度の廃棄物ダイヤル110番・ファックス110番の件数は次のとおりで、近年は減少傾向にあり、内訳としては不法投棄及び野外焼却が多数を占めている。

なお、一般電話による通報についても速やかに対応し、通報者に結果を連絡するなどの的確に対応するとともに、その処理状況を「県民相談簿」に記録し廃棄物監視・指導課に備えておくことで、誰でも通報者に的確に対応できるよう体制の整備をしている。

廃棄物ダイヤル 110番：0120-53-8184（ごみはいやよ）  
 廃棄物ファックス110番：0120-53-3074（ごみ三重なし）

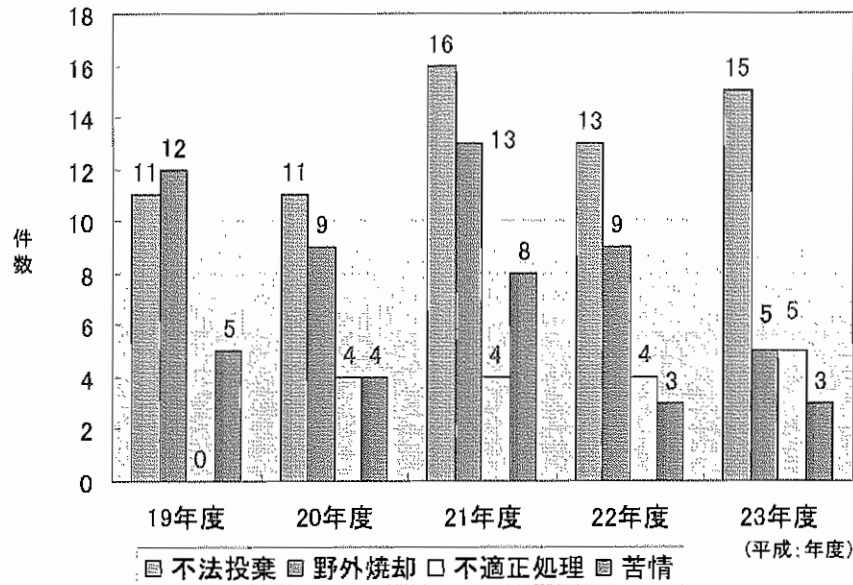
【廃棄物ダイヤル110番受信件数の推移】



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
廃棄物ダイヤル110番	118	131	135	66	82	119	69	96	32	28	31	48	33	42
廃棄物ファックス110番	-	9	10	0	0	2	9	10	1	0	8	1	0	0

※ 一つの通報で複数の内容申し立てがあり、実ダイヤル数よりも多い。

【平成19年度～平成23年度のダイヤル110番の内訳】



Ⅱ 多様な主体との連携

① 基礎自治体である市町との連携

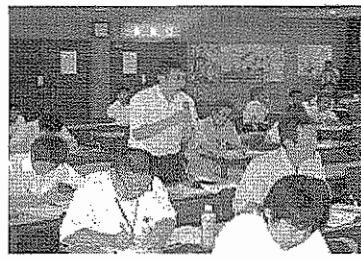
平成15年度から市町と産業廃棄物の立入検査協定を締結し、毎年4月に市町職員を立入検査員に任命することにより、市町職員に産業廃棄物に関する立入検査を実施できる権限を認めている。

また、市町立入検査員の知識及び能力向上のため、「三重県市町不法投棄等防止対策講習会」を開催している。

なお、市町とは常に情報交換を行い、個別事案では必要に応じて、県と市町が合同で立入検査や立会を行っている。

【講習会受講者の推移】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
開催年月日	9月12日	10月13日	12月15日	24年1月19日	7月20日
参加人数	79人	45人	38人	37人	73人



【平成24年7月20日講習会風景】

## ② 情報提供協定の締結

平成16年6月に10森林組合と、平成22年3月には「JAF三重支部」及び「NTTファシリティーズ東海」と情報提供協定を締結し、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に関する幅広い情報提供の仕組みづくりに取り組んでいる。

また、「三重県市町不法投棄等防止対策講習会」に協定を締結した団体のその職員の派遣を依頼し、産業廃棄物に関する知識の普及を行っている。

	団体名
16年度	10森林組合 (鈴鹿、中勢、松阪飯南、宮川、大紀、いせしま、伊賀、おわせ、熊野市、紀南)
21年度	JAF三重支部
	NTTファシリティーズ東海

## ③ 不法投棄パトロールへの支援

平成23年度から、住民団体の不法投棄パトロールを支援するため、市町から推薦のあった団体に、啓発資材（腕章・ステッカー）を配布し、地域住民による不法投棄の早期発見・未然防止に取り組んでいる。

	団体名	啓発資材配布式
23年度 (3団体)	川島地区環境パトロール隊(四日市市) 鈴鹿市自治会連合会(鈴鹿市) 伊賀南部一般廃棄物処理協同組合(名張市)	平成23年5月30日
24年度 (3団体)	櫛形地区自治会連合会(津市) 青蓮寺区自治会(名張市) 大安町南金井自治会(いなべ市)	平成24年5月30日

## Ⅲ 個別課題への対応

産業廃棄物の不法投棄事案や不適正処理事案には、警察や他法令所管部局と情報交換を行い連携して対応してきたところであるが、個別事案に対応するため、平成19年6月に「三重県産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議」を設置し、情報交換・情報共有を行うとともに、PCB廃棄物については、平成20年度からPCB廃棄物専門員を2名配置し、順次、PCB廃棄物保管事業者へ立ち入り、適正保管・早期処分の指導を行っている。

① 三重県産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議

平成19年6月、産業廃棄物の不法投棄又は不適正処理の未然防止、発生のおそれ、発生又は事後処理等について、関連する法令を所管する部局等が連携して必要な事項を協議し、迅速かつ的確に対応するため、県庁内連絡会議を設置し、情報交換や情報共有等を行っている。

【平成23年度構成メンバー：関係法令等の所管担当室長等により構成】

環境森林部（理事、循環型社会構築分野総括室長、廃棄物対策室長、廃棄物監視・指導室長、廃棄物適正処理プロジェクト推進監、森林保全室長）、農水商工部（農地調整室長）、県土整備部（建設業室長、流域維持管理室長）、総務部（法務・文書室長、税務政策室長）

<開催実績>

	実施回数	テーマ
平成19年度	5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄等未然防止対策の推進</li> <li>・員弁川油流出事故（東員町筑紫地内）</li> <li>・B社悪臭問題</li> <li>・B社悪臭問題</li> <li>・B社悪臭問題</li> </ul>
平成20年度	1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・員弁川油流出事故（東員町筑紫地内）</li> </ul>
平成21年度	1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・員弁川油流出事故（桑名市五反田地内）</li> <li>・員弁川油流出事故（東員町筑紫地内）</li> </ul>
平成22年度	1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桑名市源十郎新田事案</li> </ul>

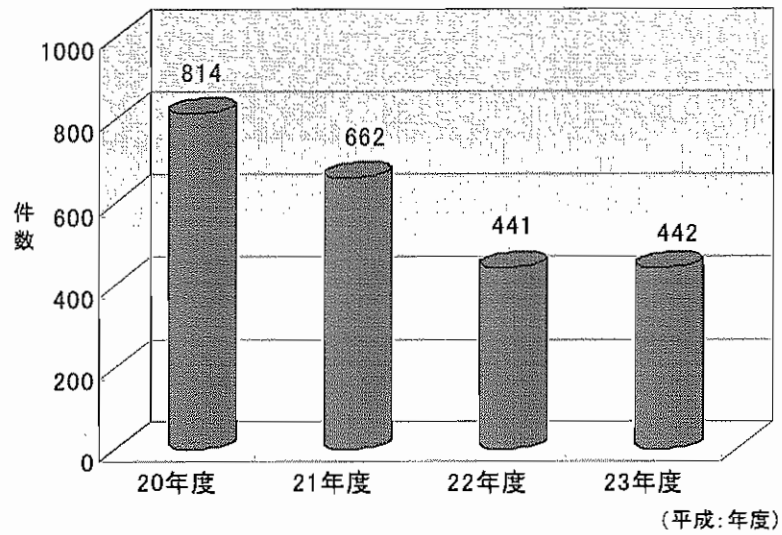
② PCB廃棄物への対応

PCB廃棄物の不適正な処理を未然に防止するため、平成20年度からPCB廃棄物専門員2名を配置し、地域機関と連携して県内の1,000を超えるPCB廃棄物保管事業者へ順次立ち入り、適正保管及び早期処分について指導を行っている。

【PCB保管事業場届出】

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
784	829	793	920	728	823	1,082	1,099	1,090

### 【PCB立入指導件数】



### 【PCB事故事例件数】

区分	20年度	21年度	22年度	23年度
漏洩等の事故	1	0	1	0
PCB廃棄物の紛失	0	5	3	0
不適正処分・不法投棄	0	0	0	0

## 再発防止策の提案・提言一覧表

提案・提言した再発防止策		対象事案	区分	提案・提言年月
<b>① 監視活動の充実</b>				
監視全般	監視・指導体制の充実 監視指導体制の維持、強化、そして「目的志向型組織」へ	桑名市五反田事案 四日市市大矢知・平津事案	不法投棄 不適正処理	平成16年12月 平成21年 1月
情報対応	情報提供に的確に対応できる仕組みづくり	桑名市源十郎新田事案	不法投棄	平成24年10月
<b>② 人材育成・自己研鑽</b>				
人材育成	職員の職務能力の向上	桑名市五反田事案	不法投棄	平成16年12月
	職員の意識向上(危機意識・規範意識)と実践力向上	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年 1月
	人材育成と組織力向上	四日市市内山事案	不適正処理	平成24年 2月
	法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成 ～廃棄物処理法を的確に運用解釈するうえで必要な法務能力の確保～ 的確な廃棄物処理法の運用解釈と政策法務能力の向上	四日市市内山事案 桑名市源十郎新田事案	不適正処理 不法投棄	平成24年 2月 平成24年10月
自己研鑽	感覚・感性を磨く(自己研鑽) あらゆる原因を想定した調査を実施できる感覚・感性の醸成	四日市市大矢知・平津事案 桑名市源十郎新田事案	不適正処理 不法投棄	平成21年 1月 平成24年10月
<b>③ “経験知”の共有によるナレッジマネジメント</b>				
	監視指導等のマニュアル構築、ノウハウを引き継げる組織づくり 現場の状況を的確に把握するための手段 体系的な監視指導システムの構築～リスク認識と的確な現状把握～ 的確に情報を伝達できる引継システムの構築	四日市市大矢知・平津事案 四日市市内山事案	不適正処理	平成21年 1月 平成24年 2月
<b>④ 多様な主体との連携</b>				
県民	県民(地域住民)との連携	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年 1月
市町	基礎自治体である市町との連携 市町村職員・森林組合職員に対する学習機会の確保	桑名市五反田事案	不法投棄	平成16年12月
関係機関	各関係機関、関係団体等との連携 地域規制マップの作成による他部局との連携 環境部局の専門的知見を他法令所管部局と共有し対処する仕組みの構築	四日市市大矢知・平津事案 桑名市源十郎新田事案	不適正処理 不法投棄	平成21年 1月 平成24年10月
<b>⑤ 情報収集・情報提供(情報発信)</b>				
情報収集	積極的な情報収集 要監視項目に関する情報収集及び汚染状況の把握	桑名市五反田事案 桑名市五反田事案 (第2次検証)	不法投棄	平成16年12月 平成22年 9月
情報提供	情報共有を一步進めた「情報交流」による情報把握と積極的な情報発信 ホームページ活用による即時性をもった情報提供	四日市市大矢知・平津事案 桑名市五反田事案 (第2次検証)	不適正処理 不法投棄	平成21年 1月 平成22年 9月
<b>⑥ 排出事業者・土地所有者への責任追及</b>				
計画立案	明確な判断基準の作成とそれに沿った調査の実施 ～調査計画の立案と迅速かつ的確な調査結果の集約～	四日市市大矢知・平津事案 (第2次検証)	不適正処理	平成24年10月
進捗管理	定期的な進捗管理(マネジメント)の実施 ～事案の総合的な進捗管理から個別課題の進捗管理へ～			
引継	正確な業務引継の実施 ～現状を的確に伝達できる業務引継システムの構築～			
<b>⑦ 費用求償</b>				
マニュアル作成	厳格かつ適正な費用求償の実施(費用求償体制の充実・手続マニュアルの整備等) 費用求償手続マニュアルの作成	四日市市内山事案	不適正処理	平成24年 2月
人材育成	実効性のある費用求償に繋がる進捗管理 ～財産調査台帳(財産調査データベース)作成による進捗管理～ 費用求償手続に精通した人材の育成と税務部局との連携 意欲的に費用求償に取り組む人材の育成と管理職員の積極的な関与 ～費用求償プロセスの評価と組織力による費用求償の実施～	桑名市五反田事案 (第3次検証)	不法投棄	平成24年10月
<b>⑧ 独自施策の展開</b>				
	県独自の規制強化等による未然防止 全国の不適正処理事案関係自治体との連携 維持管理積立金の積立状況の的確な把握 課題解決に繋がる法制度・政策の提案・提言	四日市市大矢知・平津事案 桑名市五反田事案 (第3次検証) 桑名市源十郎新田事案	不適正処理 不法投棄	平成21年 1月 平成24年10月
<b>⑨ PDCAによる産業廃棄物行政の推進</b>				
個別事案	措置命令事案の自律的検証と効果的なPDCAサイクルの実施	四日市市内山事案	不適正処理	平成24年 2月
再発防止策	進捗管理表の作成・公表 再発防止策の取組状況のフォローアップ	桑名市五反田事案 (第3次検証) 桑名市源十郎新田事案 四日市市大矢知・平津事案 (第2次検証)	不法投棄 不適正処理	平成24年10月

(対象事案欄に第2次検証・第3次検証と記載のないものはすべて第1次検証)

## 第1・2期の主な経緯

日 付	内 容
昭和40年以前	大規模な砂利採取(当該地域周辺)
昭和40年頃まで	砂利採取後は窪地(埋め戻されないまま)
昭和40年～46年頃	当該地域東側(油相の厚い区域)埋立<行為者不明>
昭和45年12月25日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
昭和46年9月24日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
昭和48年7月2日	A社 土地賃貸契約締結(覚書)
昭和48年7月	当該地域東側道路境界付近(コンデンサ確認地点)盛土なし
昭和48年11月1日	施設使用開始(運搬業者: B)
昭和49年2月1日	当該地域東側(油相の厚い区域)に小屋確認
昭和51年11月24日～12月15日	立入防止柵(トタン塀)設置工事
昭和52年2月	共同命令施行
昭和53年5月29日	A社 廃棄物最終処分場使用報告書 提出
昭和56年8月31日	技術管理者変更報告書 提出
昭和58年9月30日	技術管理者変更報告書 提出
昭和59年3月7日	地位承継届出書 提出
昭和61年4月22日	地位承継届出書 提出
昭和63年4月28日	技術管理者変更報告書 提出
平成3年10月4日	技術管理者変更報告書 提出
平成3年11月9日	当該地域東側(油相の厚い区域)の小屋撤去確認
平成3年3月	当該地域北側隣接地資材置場利用開始
平成5年3月1日	埋立終了
平成5年3月31日	A社の最終処分場埋立終了届 提出
平成5年11月	覆土・整地
平成5年12月14日	閉鎖
平成5年12月27日	最終処分場閉鎖完了報告書 提出
平成5年12月31日	A社 土地賃貸借契約終了
平成6年9月21日	情報提供(降雨時に黒い雨水が流出)
平成10年6月16日	共同命令の一部改正(廃止基準の設定)
平成11年8月2日	不法投棄(粗大ゴミ)による火災(消防により消火)
平成12年1月	不法占拠者居住
平成13年12月25日	警察への情報提供(ドラム缶不法埋立)
平成13年12月27日	監視パトロール
平成14年1月11日	監視パトロール
平成14年11月17日	監視パトロール

## 第3・4期の主な経緯

日 付	内 容
平成19年9月28日	油滲出(員弁川)【A】
平成19年10月1日	油滲出(藤川)【B】
平成19年10月3日～10月5日	土嚢設置工事
平成19年11月7日～平成20年3月17日	ボーリング調査
平成20年3月26日～4月9日	土嚢補強工事
平成20年6月24日～7月2日	土嚢補強工事
平成21年7月1日	油滲出(藤川)【B】
平成22年3月21日	旧施設設置者 油回収終了
平成22年4月23日	油滲出(員弁川)【C】
平成22年4月30日	油滲出(員弁川)【D】
平成22年5月25日	油滲出(藤川)【E】
平成22年9月3日	PCB速報値(簡易試験)(160mg/kg)
平成22年10月6日	PCB速報値(公定法)(最大680mg/kg)
平成22年12月1日～12月18日	ボーリング調査(観測井戸設置)
平成22年11月28、29日 12月2日	油層厚さ測定
平成23年2月16日～2月28日	ボーリング調査(観測井戸設置)
平成23年3月7日～6月14日	鋼矢板・大型土嚢設置工事
平成23年4月18日～6月16日	高密度電気探査
平成23年8月8日	じゃかご設置(護岸保護工)
平成23年9月27日～10月1日	高濃度域等ボーリング調査
平成23年10月25日	汚染源掘削調査
平成23年11月10日～11月11日	北部ボーリング調査
平成23年11月14日～平成24年1月19日	不透水層確認ボーリング
平成23年12月5日～平成24年4月27日	藤川瀬替え工事



## PCBの有害性認識と規制までの経緯

日 付	内 容
昭和29年頃	輸入品コンデンサによる被害(労働者の皮膚接触)(日本)
昭和29年	PCB生産開始(カネカ)
昭和30年	学会報告「塩化ジフェニールの毒性」(日本)
昭和32年	PCBの毒性(急性毒性2度(軽度)・慢性毒性3度(中等度) (Sax著「工業薬品の危険性」)
昭和33年	学会報告「塩化ジフェニールの脂質代謝に及ぼす実験的研究」(日本)
昭和41年	PCB環境問題提起(環境汚染確認)(スウェーデン)
昭和43年2月下旬	ダーク事件(日本)
昭和43年3月中旬	カネミ油症事件(日本)
昭和43年11月1日	ダーク事件(ライスオイルからPCB検出)
昭和43年11月2日	カネミ油症事件(ライスオイルからPCB検出) 元日本コンデンサ従業員・PCBの危険性を認識せずに使用 (昭和50年1月17日カネミ油症裁判で証言)
昭和43年11月4日	カネミ油症事件(油症の原因をPCBと正式発表)
昭和43年11月16日	ダーク事件(ダーク油からPCB検出)
昭和44年	PCB生産開始(三菱モンサント)
昭和45年	海産魚などの分析開始(愛媛大学農学部)
昭和45年9月	宇治川淡水魚分析開始(京都市衛生研究所)
昭和45年秋頃	PCBの環境汚染に関する研究開始(日本) 各種研究結果の報告(汚染状況)
昭和46年1月14日	ノーカーボン紙・塗料への使用禁止(通産省) 開放系PCB販売中止(三菱モンサント)
昭和47年2月～3月	母乳汚染発表(各研究機関)
昭和47年3月	コンデンサ使用工場の土壌、ワラ及び水質からPCB検出(松江市)
昭和47年3月1日	PCBの家電製品への使用禁止の方針を決定(通産省)
昭和47年3月10日	日本コンデンサ(草津市)下流池のヘドロからPCB(32,000ppm)検出を公表
昭和47年3月11日	PCB生産中止(三菱モンサント)
昭和47年3月15日	三菱モンサント四日市工場にPCBによるとみられる皮膚炎があったことを公表 (四日市市労働基準監督署)
昭和47年3月21日	PCBの生産と使用を9月1日までに原則的に中止するよう要請(通産省) 日本コンデンサ(草津市)周辺の土壌・水田(120ha)の汚染公表(滋賀県)

## 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例

〔平成19年7月4日公布・施行 三重県条例第38号〕

## (設置)

第1条 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)第2条第1項に規定する特定産業廃棄物に関する事案(次条において「対象事案」という。)等について調査検討するため、知事の附属機関として、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査検討する。

- (1) 対象事案に係る県が行った措置等の調査に関する事項
- (2) 産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は10分の4を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

## (委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境生活部において処理する。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

環森第 19-168 号

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例（平成19年7月4日三重県条例第38号）第2条の規定に基づき、四日市市内山事案、桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案に係る県が行った措置等の調査及び産業廃棄物の不適正処分の再発防止について、貴委員会の意見を求めます。

平成23年10月11日

三重県知事 鈴木 英 敬



## 【桑名市源十郎新田事案】

三重県桑名市大字源十郎新田地内の員弁川河川敷において、平成19年9月28日に油の滲出が認められ、平成22年10月6日には、三重県が回収した油からPCBが検出されたことから、原因調査（原因者調査及び汚染源調査）を実施しつつ、鋼矢板、大型土嚢及び蛇籠を設置するなど緊急的な油流出防止措置を講じてきたところです。

平成19年9月の油滲出後、平成22年3月までは、過去に、本事案に隣接して安定型の産業廃棄物処理施設を設置していた者が仮設堤防及び鋼矢板等を設置し、油の回収を実施してきましたが、原因調査により、油と安定型産業廃棄物処理施設の関連が不明であることから、平成22年4月1日からは、三重県において油流出防止措置を講じています。

本事案の下流部には、桑名市水道水源や農業用取水口があり、また、員弁川には漁業権が設定されているなど、PCBにかかる本格的な対策工事を実施する必要があります。

これまで実施した調査では、PCBを投棄した者は特定できておりませんが、本件地域の土地利用状況等から、昭和48年から昭和51年までに不法投棄されたものと考えられます。

こうしたことから、今後の産業廃棄物の不適正処分の再発防止に向けて、当該事案に関して県が行った措置等の調査及び今後県が取り組むべき再発防止策についての検討を行い、産業廃棄物行政の推進に役立てていく必要があるため、貴委員会の意見を求めるものです。

## 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 委員名簿

	氏名	所属・職名
1	北見 宏介	名城大学准教授
2	佐脇 敦子	弁護士
3	田中 勝	鳥取環境大学特任教授
4	西川 源誌	弁護士
5	藤倉まなみ	桜美林大学教授

(敬称略 五十音順)